

令和元年

# 三重県議会定例会会議録

(10 月 16 日)  
(第 14 号)

第  
14  
号  
10  
月  
16  
日



令和元年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 14 号

○令和元年10月16日（水曜日）

□会議に先立ち、中嶋年規議長、鈴木英敬知事は、それぞれ次の見舞いの言葉を述べた。

○議長（中嶋年規） おはようございます。

会議に先立ち、申し上げます。

このたびの台風第19号の猛烈な風雨により、本県をはじめ全国各地で甚大な被害がもたらされました。犠牲になられました方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

会議に先立ち、私からも一言申し上げます。

令和元年台風第19号については、昨日時点で70名を超える全国での尊い命の犠牲や、住家、道路、河川なども極めて甚大な被害が生じています。改めて亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

三重県でも、負傷された方が3名、浸水による住家被害が56件、このほか県道ののり面崩壊などの被害が発生しています。9月上旬の大雨による被害も含め、県内の被災者の皆様が一日も早くふだんの生活を取り戻すことができるよう、公共土木施設の災害復旧などに市町、関係機関と緊密に連携して全力を挙げて取り組んでまいります。

また、県外の被災地に関して、当県も積極的に支援を行う旨を総務省や全国知事会に伝え、それらの調整の結果、三重県は長野県中野市への対口支援が決定し、早速、先遣隊を昨日現地へ派遣したところです。長野市にも保健師を派遣の予定をしています。被災された方々や自治体の思い、また、刻一刻と変わるニーズをしっかりと捉まえ、寄り添いながら県内市町とともに積極的に支援を行ってまいります。

また、全国知事会の危機管理・防災特別委員長県、副委員長県が被災したことから、会長の命を受けて、前任委員長県として三重県が要望の取りまとめ等の調整に当たっておりますので、全国のニーズをしっかりと捉まえ、早期の復旧が行われるよう積極的に取り組んでいきたいと思っております。

---

## 議事日程（第14号）

令和元年10月16日（水）午前10時開議

### 第1 県政に対する質問

〔代表質問〕

---

## 会議に付した事件

### 日程第1 県政に対する質問

---

## 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子

8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	倉 本	崇 弘
19	番	野 村	保 夫
20	番	山 内	道 明
21	番	山 本	里 香
22	番	稲 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛
26	番	杉 本	熊 野
27	番	藤 田	宜 三
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	小 林	正 人
31	番	服 部	富 男
32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚
35	番	奥 野	英 介

36	番	村	林	聡
37	番	今	井	智 広
38	番	北	川	裕 之
39	番	日	沖	正 信
40	番	舟	橋	裕 幸
41	番	三	谷	哲 央
43	番	中	村	進 一
44	番	津	田	健 児
45	番	中	嶋	年 規
46	番	青	木	謙 順
47	番	中	森	博 文
48	番	前	野	和 美
49	番	館		直 人
50	番	山	本	教 和
51	番	西	場	信 行
52	番	中	川	正 美
(42	番	欠		番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		湯	浅	真 子
書 記 (事務局次長)		畑	中	一 宝
書 記 (議事課長)		西	塔	裕 行
書 記 (企画法務課長)		枘	屋	武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		平	井	靖 士
書 記 (議事課主査)		岡	野	俊 之
書 記 (議事課主任)		中	西	孝 朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久 美 子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦

代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	中西 正洋
労働委員会事務局長	山岡 哲也

---

午前10時2分開議

## 開 議

○議長（中嶋年規） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

人事委員会委員長から、職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

## 代 表 質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。39番 日沖正信議員。

[39番 日沖正信議員登壇・拍手]

○39番（日沖正信） おはようございます。議長の許可をいただきまして登壇させていただきました、会派、新政みえ、いなべ市・員弁郡選出の日沖正信



と申します。今回、代表質問という身に余る役をいただきました。しっかりと務めさせていただきたいと思えます。

質問に先立ちまして、私のほうからも、さきの豪雨災害や台風の被害にかかわって一言述べさせていただきます。

近年では、毎年のように全国のどこかで風水害の被害が出ています。9月上旬には県北部において大雨による深刻な被害が発生し、1名の方が亡くなられました。また、各所に災害の傷跡も残しております。また、先週の台風第19号による記録的大雨などによりまして、昨日の段階で70名を超える方々がお亡くなりになられるなど、全国的に大きな被害が出ており、県内でも、けがをされた方や、伊勢市や志摩市では床上・床下浸水などの被害に遭われた方がおられます。改めて、これらの災害により亡くなられた方に哀悼の意を表するとともに、負傷された方、家屋の損壊など被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思えます。

あわせて、知事におかれましては、県内の被災した地域の早期復旧・復興をお願いするとともに、先ほどもございましたけれども、県外の甚大な被害を受けられた地域への支援にも取り組んでいただくということでございますので、まずは被災地の方々が一日も早く安心できる生活が取り戻せますように復興に御貢献いただき、そして、その経験を県内の防災対策にも役立てていただきたいと思えます。

以上、質問の前に述べさせていただきましたが、よろしくお願ひいたします。

なお、今日はこの後、地球温暖化に関する質問を取り上げておりますけれども、年々深刻化する風水害を引き起こす地球温暖化への危機意識を、質問を通じて、県民の皆さんとともにしっかりと共有していきたいと思っている次第でございます。

では、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、質問の大きな項目の一つ目ですけれども、令和2年度三重県経営方針（案）とみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案について四

つに分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回のみえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案におきまして、Society5.0及びSDGsの視点を取り入れて取り組むとされていることに関して質問をさせていただきますが、IoTとかロボット、人工知能などの新たな技術とビッグデータの活用をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会の実現を目指すというSociety5.0と、そして、誰ひとり置き去りにしないという理念のもとに持続可能な社会を実現するため、2030年までに17の目標達成に向け169のターゲットに取り組むとするSDGsのこの二つの視点を取り入れることにより、次の行動計画において三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会の実現を目指すとされておられます。

そこで、このことにかかわってお聞きをさせていただきますけれども、このSociety5.0とSDGs、これらの言葉は今では社会の様々な場面で登場するようにはなっていましたけれども、まだまだ県民の皆さんの中で日常に意識されるほどまでは浸透していないのではないかと考えています。

しかしながら、みえ県民カビジョンの行動計画は、県民の皆さんとともに各施策に取り組んでいくものでありますから、次期行動計画でSociety5.0とSDGsの視点をあらゆる施策に取り入れ、成果を求めていくとするならば、言葉の意味するところも含めて県民の皆様とその意義を共有し、浸透を図っていくことが不可欠ではないかと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、SDGsに関してさらにお聞きいたしますけれども、行動計画の各施策にSDGsの視点を取り入れるということは、本計画を推進していく中でSDGsの目標達成にも貢献するものであると考えますが、そのためには、経済、社会、環境などの側面からのSDGsの目標に向けて、一体的な進行管理や評価を行うために中心となる縦割りを超えた組織や人材が必要である

と思われますけれども、このことについて考え方を聞かせていただきます。

以上、まずよろしくお願ひいたします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、2点質問をいただきましたので、順次御回答させていただきます。

まず、SDGsとSociety5.0の意義を県民の皆さんにどのように浸透させていくのかということにつきましてですけれども、直面する課題に対しまして新しいアプローチから解決を図ろうとするSociety5.0やSDGsの考え方は、第三次行動計画（仮称）が目指す三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会の実現に寄与するものであり、今後施策を推進していく上で新たな視点として取り入れていくこととしております。

こうした意義を県民の皆さんと共有することは、自立し行動する県民、アクティブ・シチズンが協働による成果を生み出し、新しいものを創造する協創を一層推進していくためにも重要であると考えております。特にSDGsにつきましては、社会全体で達成すべき目標でありまして、全てのステークホルダーが役割を担うことが重視されることから、県民の皆さんにしっかり浸透を図っていく必要があると考えております。

そのため、まずは第三次行動計画（仮称）を策定した段階で、計画自体の周知、これは当然必要なんですけれども、それはもとより、新しい考え方の意義についても県の様々な広報媒体を活用しまして県民の皆さんに理解していただけるように啓発を進めたいと考えておりまして、現在、効果的な手法について検討しているところでございます。

また、SDGsやSociety5.0の考え方は、第三次行動計画（仮称）と並行して策定が進められております例えば三重県環境基本計画、三重県観光振興基本計画、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）など、多くの個別の計画や条例にも重要な概念として導入することが検討されております。

こうした各分野の施策を展開していく中で、それぞれの切り口から新しい

考え方の意義をお伝えしていくということも大切でありますので、今後、行動計画を基軸としまして、オール県庁で取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。

第三次行動計画（仮称）を進めていく上で、SDG sの進行管理、評価等をどのように考えるのかということですが、SDG sは県を取り巻く複雑かつ多岐にわたる課題を克服するための新たな切り口となるものでありまして、第三次行動計画（仮称）ではSDG sの考え方を、誰ひとり取り残さない包摂性、全てのステークホルダーが役割を担う参画型、経済、社会、環境の三つの側面で統合的に取り組む統合性の三つの視点に整理しまして、政策立案に当たり、よるべきものとして全ての施策に取り入れることとしていきます。

こうしたSDG sを施策展開の視点に据えることの効果ですが、例えば視点の一つである統合性というものに着目しますと、経済だけ優先させて環境を顧みないという政策立案は今後回避されるという効果が見込まれますので、結果として持続可能な政策モデルの構築につながりまして、三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会の実現に全体として寄与していくということになります。

このように、SDG sは第三次行動計画（仮称）におけます県政運営の理念の実現のために活用するものであります。議員御指摘の2030年を到達目標とするSDG sの17のゴールの達成に直接取り組み、その到達度を把握し評価するということは、行動計画の仕組みとしては想定していないものでございます。

なお、念のために申し添えますと、各施策を展開していく中では、個々の施策の性質や目的によっては、2030年というものやSDG sの目標を掲げて取組を進めることが今後の施策推進に合致するものでもあります。例えば、本年度策定予定の三重県環境基本計画では、現に2030年を見据え、SDG sの考え方も踏まえた取組を進めていくこととしております。

こうしたことを踏まえまして、第三次行動計画（仮称）の最終案におきましては、各施策がどのSDGsのゴールに関係するののかについても何らかの形で工夫してお示しすることを検討しているところでございます。

今後、各施策の推進に当たりまして、SDGsの視点を踏まえつつ、経済、社会、環境の三つの側面から統合した取組に挑戦することによりまして、三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 改めて、Society 5.0とSDGsの説明も含めましてありがとうございます。

Society 5.0のほうは、新たな技術とビッグデータの活用などによりまして課題を解決していく選択肢をもっと広げて、いろんな手法も広げて、それでさらに広く解決していくんだというようなイメージはわかるんですけども、SDGsのほうは取り入れるという言葉になっておりますから、取り入れるとなると、やっぱり目標とかターゲットがあるわけですから、目標に向かっての評価とか検証はつきものだというふうに捉えてしまうんですけども、今の説明ですと、視点に沿った施策とか視点を踏まえた施策とか、そういう捉え方なのかなと思わせていただきました。今までの行動計画でも恐らくSDGsの視点をはめれば、それになかったことってたくさんあったんだろうと思いますが、イメージとしてそういうふうに捉えさせていただきながら、次の行動計画をまたしっかりと我々も参加させていただいてまいりたいと思います。再質問は控えさせていただきます。

それでは、次に二つ目ですけれども、第二次行動計画における道半ばの課題への対応について聞かせていただきたいと思います。第三次行動計画（仮称）中間案には、第二次行動計画を振り返る中で、教育・人づくり、そして介護、子育て支援などの取組が道半ばで、今後に向けた課題であると捉えて示されておられますけれども、これら課題とされている施策については、次の行動計画で実感できる成果を出すためにも、これまでの事業の継続のみで

なく新たな視点、新たな工夫、方法による努力も必要になってくると思います。

そこで、そのような振り返りの課題については次期行動計画にどのように反映させていかれようとしておられるのか、お考えを聞かせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 第二次行動計画の振り返りの中で道半ばの課題とされているものについて、次期行動計画における新たな工夫や視点ということで答弁させていただきます。

第二次行動計画の振り返りの中で道半ばとしている課題は、令和元年版成果レポートにおいて平成30年度の進展度がC、余り進まなかった、の施策を捉えたもので、教育・人づくり、介護、子育て支援の各分野をお示ししたところです。これらの分野において直面する課題を解決するため、第三次行動計画（仮称）では新たな工夫や視点を取り入れて取組方向をお示ししています。

まず、教育・人づくり分野では、本年度の全国学力・学習状況調査によると、子どもたちの学力について一定の成果があらわれていますが、基礎的、基本的な知識、技能の定着や説明したり自分の考えを書いたりする力などに課題が見られます。そのため、文章の内容を正確に理解して論理的に考える力や自分の考えを的確に伝える力を系統的に育むための指導資料の活用を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等の活用を通じて学校の課題を把握、分析し、子どもたち一人ひとりの理解と定着を図る取組を進めることとしています。これら学力の育成の取組に加え、知識を活用して新たな価値をつくり出す力の育成のため、科学、技術、工学、芸術、数学の五つの英単語の頭文字を組み合わせた造語であるSTEAM教育、プログラミング教育などを活用した教育についての研究と実証等の取組等を推進していくこととしています。

次に、介護分野では、地域包括ケアシステムの構築に向けた特別養護老人

ホーム等の介護基盤の整備や介護人材の確保、認知症の人や家族への支援などに課題が見られます。そのため、介護人材の確保のため、業務負担の軽減に資する介護ロボット等の導入促進に取り組むとともに、国内人材の新規参入の強化や外国人材の新規参入促進について検討することとしています。また、認知症になっても安心して暮らせる認知症施策先進県を目指し、共生と予防を車の両輪として、チームオレンジの立ち上げ支援と活動促進、市町との協働によるSIB、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した認知症予防に係る取組の検討を行うなど、総合的に認知症施策を推進することとしています。

次に、子育て支援分野では、待機児童の解消に向けた人材の確保など、保育の受け皿づくりに課題が見られます。このため、地域の多様な人材の保育支援者としての活用やICT等の活用などにより業務の負担軽減を図ることで、保育士の早期離職を防止し、人材の確保につなげるとともに、保育士が子どもと向き合う時間をより多く確保することで質の向上にも取り組んでいきます。

第三次行動計画（仮称）では、第二次行動計画で残された課題のみならず新たな課題にも的確に対応し、県民の皆さんに成果を届けられるよう、こうしたSociety 5.0を支える技術の利活用など新たな視点を積極的に取り入れ、協創による新しい豊かさを享受できる三重づくりを進めることで、三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会の実現を目指してまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 知事から御答弁いただきまして、ありがとうございました。

このように課題として残っているものについては、なかなか本当に努力をしておいても結果として思うようにいかないということばかりでございますから、そう簡単にはいかないというふうには我々もちろん承知をさせていただくところでございます。やはり改めてこうやって振り返っていただいて、検証もして次につなげていっていただくというのが本当に一番大事なことだ

と思いますので、今日ここで、それぞれ先ほど介護のことや教育のことなどお話しいただきましたけれども、それぞれ議論しようとは思いませんけれども、ぜひ次の4年間の行動計画の中では、もう一度検証した中で、今も説明いただきましたSociety 5.0もごさいますけれども、ぜひ今まで気づかなかったような発想も含めながら、県民の方の提案、県民参加型予算もありますけれども、ぜひそういうものを駆使して、たとえ一歩二歩でも今度の行動計画の中で成果を上げていただきますように期待させていただきまして、次の質問に行かせていただきたいと思います。

次は、今も触れました、県民参加型予算、みんつく予算について質問いたします。

厳しい財政状況の中でも、県民の皆様と協創で予算をつくり上げるという観点から、知事が政策集でその検討を触れておられた県民参加型予算が早速具現化されまして、「みんなでつuroか みえの予算」、略称みんつく予算として既に県民からアイデアの募集が始まっております。さきの常任委員会への報告があった時点では、既に55件の提案があったとのことでありまして、滑り出しはまずまずとの評価をされておられるようでございます。

さて、この県民参加型予算、事業提案できるテーマが初めから20に絞られているというところなどはいかがだったかなというふうに感想はございますけれども、しかし、既にスタートしているものでありまして、いずれにしても我々もこの新しい試みに注目しているところでありますので、ぜひ県民の皆さんの柔軟で斬新な発想で我々が気づかなかったような事業を生み出して、県政へ大いに刺激を与えていただけることを期待いたしております。

そこで、幾つかお聞きいたします。この県民参加型予算は鈴木県政での特色の一つになると考えますけれども、今後、三重県の行政運営における三重県ならではの取組として定着させていかれるお考えがあるのか、県民参加型予算、略称みんつく予算への知事の思い入れを改めてお聞かせいただきたいと思います。

そして、その上で次の点についてお聞きしますが、県民の皆さんから



投票いただく選定候補案を提案の中から事前に選ぶための審査において、Society5.0及びSDGsの視点は評価の基準となるのかどうか。また、この予算でつくられる事業は基本的に単年度で完結するものと聞いておりますけれども、複数年度にわたる効果が期待されるものがあれば柔軟に検討いただける場合もあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

そして、さらにより多くの県民の皆さんに関心を持ってもらい、投票いただくためにより工夫をということで、一つの提案ですけれども、ただネットで投票いただくだけでなく、それとあわせて例えば公開での場を設け、提案者からの生の声を聞いて、その場でも投票するというような、例えばそんな方法はいかがでしょうか。このほうが参加型という趣旨によりかなう形になりますし、県民の関心もさらに高まると考えます。常任委員会におかれましても、さらに県民参加を図る工夫も必要ではという趣旨の発言もあったようございまして、ぜひこのようなことについても見解をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、県民参加型予算、みんつく予算に関する答弁をよろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、御質問いただきました1点目、県民参加型予算、みんつく予算の私の思いということで答弁させていただきます。

本県では、財政の健全化に向けた取組を着実に進めつつ、県民の皆さんが未来に夢や希望を持ち、幸福を実感できる三重を目指し、私を含め県庁の全職員が知恵を絞りながら予算編成を行っているところですが、私としては、県民の皆さんの思いを十分に実現するためには、もっと果敢に新しいことに挑戦することが必要ではないかと感じていたところです。

令和2年度当初予算から導入する県民参加型予算、「みんなで作るかみえの予算」、略称みんつく予算は、県民の皆さんとの協創により予算をつくり上げるという観点から、県民の皆さんの新たな発想や身近な問題意識を事業の構築に取り入れ、事業の質の向上や限られた資源の有効活用を

図るとともに、予算の使い道について県民の皆さんの理解や共感、納得性を高めながら県政に参画していただきたいという思いで実施するものです。

現在、県が抱える課題の中から、防災・減災、医療・介護、子育てなど、その解決策に県民の皆さんのお知恵をおかりしたいテーマについて事業提案を募集しているところです。応募いただいた提案のうち特にすぐれたものについて所管部局において事業を構築し、予算要求を行います。その後、県民の皆さんによる投票と意見により事業を選定した上で、通常の前算と同様に県議会へ提出し、御審議いただくこととしています。

県民参加型前算は事業提案と投票を大きな柱としていますが、このうち投票は、事業の提案はハードルが高いと感じる方でも参加しやすい仕組みであり、より多くの県民の皆さんに県の事業に関心を持っていただき、県政に参画していただくきっかけになるものと考えています。また、本県ならではの仕組みとして、投票にあわせて意見募集を行うこととし、事業の選定に当たっては、得票数を尊重しつつも県民の皆さんからいただいた意見も評価の一つとしたいと考えております。

現在のところ78件の応募が来ているところでありますが、この前算、新しい協創のチャレンジの一つでもあり、今回の取組の結果を踏まえて、先ほど議員から今後の定着というお話をおっしゃっていただきましたけれども、今回の取組を参考として、より多くの県民の皆さんが参画をしていただける、そういう方法について改善に改善を重ねていきたいと考えております。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、私から、事業選定に当たりまして Society 5.0、SDGs の視点でも審査を行うのか、事業の期間、そして投票への県民参加の促進策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、審査の視点でございますけれども、我々、より多くの事業提案をいただきたいという思いから、提案内容につきましては、Society 5.0 とかSDGs の視点を盛り込むことを要件にはしておりませんでした。ただ、

所管部局におきまして事業構築する際には、ほかの事業と同様に、この二つの視点を取り入れたものとなるように努めてまいりたいと考えております。

二つ目、事業実施期間についてでございますが、まず、各部局におきまして御提案いただいた事業の中で次年度も実施したほうがよいと判断された事業につきましては、各部局の一般経費の中で対応することにより継続していただきたいと考えております。

三つ目の県民参加型予算の促進策でございます。

県民参加型予算の実施に当たりましては、より多くの県民の皆様に参加していただくことが何より重要だと考えております。このため、県のホームページ、SNS等による情報発信のほか、県内大学でありますとか県民の皆さんが企画されたイベントに我々職員が直接出向かせていただいて県民の皆様の思いを聞かせていただくなど、PRに努めているところでございます。

また、投票に当たりましては、例えばでございますけれども、提案者御本人に提案に至った思いを公表していただくなど、そういう場を設けましてその様子を発信するなど、県民の皆様がますます関心を持って参加いただけるような、こういった取組を検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。

いろいろ御答弁の中にいただきましたけれども、期待させていただいております。県民の皆さんからどんなアイデアが出てくるか、また、どんな事業が生まれてくるか大いに楽しみにしておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。提案をさせていただきました、集まる場をつくって提案者からお話も聞いてということにつきましては、ちょっと形は違うかもしれませんが、そのようなお話も先ほど聞かせていただいたように思っておりますので、ぜひ工夫をしていただいて、また我々も提案できる場があったら、また引き続いて提案もさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしく願い

をいたしたいと思います。

もう一度確認をさせていただきますけれども、先ほど提案をさせていただきましたが、改めて提案者の声を聞かせていただいて、先ほどちょっと答弁にあったかもわかりませんが、それを踏まえてというような形のことも考えていただいておりますのかと、それともう一つ、東京都での県民参加型予算の取組では、提案事業を選ぶ都民の投票総数が2000票にとどまったというふうに新聞などで見ましたけれども、我が県では財政課長が大変意気込んでおられるというふうにお聞きしまして、必ず2000の投票を上回るのか、それを含めて聞かせてください。

以上、お願いします。

**○総務部長（紀平 勉）** この取組は、東京都に続いて2番目ということでございます。東京都、三重県、全然規模が違います。その中で初めての取組でございますので、いろいろ今回取組をやりながら、いろんなこうすればいい、ああすればいい、あるいは問題点とかいろいろ出てくると思いますので、そういったことを参考にしながら来年度以降対応を考えていきたいと考えております。

それから、規模からいいますと、うちは今全体で78件の御提案をいただいているんですけれども、東京都に比べて多いんじゃないかと思っていますし、さっきお話がありましたように、財政課長がいろんなところへ出向いてPRをさせていただいていますし、あるいはツイッターで発信をさせていただいて、いろいろ宣伝もさせていただいておりますので、一人でも多くの方々に御参加いただけるように取り組んでいきたいと思っております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

**○39番（日沖正信）** 再度ありがとうございます。

初めてのことで、斬新な取組でございますので、いろいろ期待させていただいておりますし、我々も議会の立場から、ぜひ我々の立場として参加もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、次に入らせていただきますけれども、大きな1項目めの4点目ということで、次は、誰一人取り残さないことを目指した不登校児童生徒対策についてということで質問いたします。

不登校児童・生徒対策については、新たな不登校を生まないために仲間づくりや居場所づくりに取り組む魅力ある学校づくり調査研究事業や、市町が設置され、学校復帰や社会的自立に向けて取り組む教育支援センター、適応指導教室ともいえますけれども、これの取組、また関係機関や民間の団体が参画されるみえ不登校支援ネットワークでの連携によります子どもの居場所づくり支援事業など、学校やスクールカウンセラーによる相談支援だけでなく、現在様々なケースに対応すべく対策を広げていただいております。

また、かつての対策は学校復帰が大事でしたけれども、近年では、一人ひとり違う状況や児童・生徒本人の思いを第一に、学校へ戻る選択ばかりでなく本人が自己肯定感を持てる居場所を考え、様々な選択の中から成長、自立を図っていくという方向に沿って取組を進めていただいているとも認識しております。

不登校の時期があっても、後々成長していく中でしっかりと社会で自立し、活躍される方は多いので、今後も心の通った支援を粘り強く取り組んでいただきますようお願いしております。しかしながら、県も市町も対策を講じていただいているにもかかわらず、不登校児童・生徒はなお増え続けているのが実情でございます。

(パネルを示す) ここでパネルを一つスクリーンに出していただきたいんですけども、不登校児童生徒数の推移なんですが、教育委員会からいただいたんですけども、平成25年から29年までの流れが上から下に向いてあります。少子化で全体の児童・生徒数は減ってきておりますけれども、不登校児童・生徒の数は増えていっているのが見てとっていただけるといいますし、一番右側には1000人当たりの不登校児童生徒数ということで、どんどんと全体に対する不登校児童・生徒の割合が増えているということが見てとっていただけるといいます。

さらには、その不登校児童・生徒の中で、学校内、学校外において担任以外の専門的な相談、指導を受けていない人数が、平成29年度において小・中学校合わせて712人となっています。（パネルを示す）これもパネルをお願いしますが、先ほどもありましたけれども、不登校児童生徒数が2115人なのですが、黄色のところ、学校内、学校外において担任以外の専門的な相談・指導等を受けていない人数がほぼ3分の1、712人あるということでございます。これもひとつ確認をいただいております。恐らく712人の中には、本来専門的な相談、指導が必要であるはずなのに、積極的に行動できずに戸惑う保護者であるとか、また、そのもとで半ば孤立化しつつある児童・生徒の状況が相当あるのではないかと察せられます。

私は今回、不登校対策におきまして誰ひとり取り残さないためにも、そのような孤立化した状態にあるかもしれない不登校児童・生徒、そしてその保護者や家庭に改めて目を向けて、社会とかかわりを持ちながらしっかり成長していけるように導かれていくことが必要であると考えまして、今回取り上げさせていただいた次第でございます。

今後、さらに求められる不登校対策について、保護者からも、また学校現場からもよく声を聞かせていただくのが、相談を待ち受けるだけでなく出向くことでその児童・生徒と保護者に寄り添い、一人ひとりの事情にできるだけ適した教育と福祉の垣根を超えてアドバイスをしてくれる、そんな訪問型の支援体制があったらという願いでございます。

そしてまた、不登校児童・生徒の新たな学びの場所、自立に向けて社会とつながれる場所として今フリースクールが注目され、期待される声も多く聞かれています。しかしながら、このフリースクールは志のある民間の方の御努力で成り立っているところがほとんどでございますので、当然運営いただくのに定員や地域的な限界がありますし、通うための相応の負担も必要となりますので、期待されながらも今はまだ誰でも通うことはかなわない実情にあるようで、今後のさらなる課題だと認識もしております。フリースクールにつきましては、知事も先般、三重シューレのほうに大変関心を持って訪

問をされたとお聞きしておりますので、今後、県の取組に大いに期待させていただきたいと思います。

以上述べましたように、不登校児童・生徒の対策については、今後さらに当事者や関係者の実情に合った取組を願っているところですが、まさにその願いに沿った支援の方向性がこのたびの令和2年度三重県経営方針（案）の中の教育・人づくりのところで示されていることに目がとまりました。そこには、「それぞれの不登校の子どもたちに応じた支援を行うため、不登校児童生徒に係る実態調査を行い、支援方法を研究するとともに、関係機関が専門家と連携した訪問型支援を進めます。また、学校がフリースクール等の民間施設と相互に連携、情報共有しながら、不登校の子どもたちの多様な学びを支援します。」というふうにしかりと示されてございます。

そこで、このことを受けまして以下の点についてお伺いいたしますが、まず、不登校児童・生徒に係る実態調査と支援方法の研究ということについて、どのようなことを考えておられるのかお聞かせください。そして、さきに述べましたことについてですけれども、訪問型による児童・生徒や保護者に寄り添った支援が求められている中で、これから進めようとしておられる関係機関が専門家と連携した訪問型支援とはどのようなものなのか、お聞かせいただきたいと思います。また、フリースクールにつきましても、民間の関係者とも連携し、希望する人たちの期待に応えられるような環境の構築に向けた検討が今後必要と思いますけれども、このことについてもお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお伺いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 不登校児童・生徒対策について、3点御質問をいただきました。

まず、1点目の不登校の実態調査、支援方法の研究についてです。

児童・生徒の不登校については、その要因や背景、学習の状況は様々です。こうした児童・生徒の中には社会とのつながりのない子どももおり、県教育

委員会としましては、一人ひとりの状況に応じた支援が必要だと考えております。このため、不登校児童・生徒に係る実態を調査し、支援する方法を研究したいと考えています。これまで不登校の児童・生徒数や不登校の要因等については、県の独自調査を通じ把握してきたところですが、学校内外の人や機関とどのようにかかわっているのか、学校等が行う学習支援はどのように行われているかなどについても調査します。その調査結果を踏まえて、専門家の意見を聞きながら、不登校の要因や背景に合わせた子どもへのアプローチの方法、それからより効果のある学習支援の方策などについて研究をいたします。

2点目の訪問型支援についての件でございます。

現在行っているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援に加えて、今後は教育支援センターの指導員や臨床心理士、社会福祉士等の専門家が家庭訪問するなど、学校やどの相談機関ともつながりを持っていない子どもに対して、一人ひとりの状況に寄り添った支援を行うこととしております。また、孤立感を感じている保護者もいることから、臨床心理士などの訪問時に相談に乗ったり、フリースクール等に関する情報提供を行うなどして保護者の不安感を拭う支援も行っております。

3点目の民間との連携についてでございます。

フリースクール等は、一人ひとりの不登校児童・生徒の状況に応じて、独自性、多様性を持ちながら学習活動や体験活動が行われており、当該児童・生徒にとって人とかかわる機会や安心して過ごせる大切な居場所の一つとして認識をしております。また、不登校児童・生徒に対する支援の考え方や内容についてはフリースクール等によって様々であり、特色を生かした取組が行われております。このため、それぞれの団体から今後の連携のあり方について意見を聞くとともに、体験活動等に対する経済的支援も含め、今後どのような支援が必要かについて検討をしております。今後も、子どもたち一人ひとりの社会的な自立につながる支援に取り組んでいきたいと考えております。



[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） 御答弁ありがとうございました。

今回の三重県経営方針（案）にも書かれておるところでございますけれども、今回私が取り上げさせていただいた内容に沿ったような姿勢を記していただいておりますので、ぜひ今教育長から受けさせていただいた方向に沿ってよろしくお願いをいたしたいと思っております。

不登校の児童・生徒がおられる保護者の方に話も聞かせてもらったりするんですけども、いろんな専門的なアドバイスや指導や相談をさせていただいていても、あるところへ行くと日ごろの生活面のアドバイスをいただいたりとか、また別のところでは、フリースクールを一度考えてみたらとか、そしてまた回り回っていくと、結局もっと学校と密にするべきですねとか、そしてまたケースによっては児童精神科医の診察を勧められたり。これも、児童精神科医の診察を勧めていただいても、子ども心身発達医療センターの予約がなかなかとれないので、結局はあっちこっちして折れてしまうというか、行動がとまってしまうというようなお話を、一部の方々から、そのような方が多いんやというふうにもいろいろ聞かせてもらいました。

訪問型ということを考えていただいておりますので、寄り添っていただく形をつくってもらって、できるだけワンストップで当てにできる、頼れる形をぜひさらに構築していただきたいなと思っております。再質問は控えさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願ひさせていただきます。

それでは、続いて、二つ目の項目の質問をいたします。地球温暖化対策について質問いたします。

本日冒頭でも触れましたように、近年は大型の台風が多く発生するようになりまして、また、頻発するゲリラ豪雨もすさまじい雨の量をもたらしています。最近では、記録的などか観測史上最大とかいう現象が1年のうちに何度も各地で起こっているほどで、珍しくなくなってきた感じがございます。完全に気候がこれまでと違って変動してきておまして、季節感の変化も含めて今や誰もが実感するところであり、地球温暖化による影響であろう

ことは共通の認識となりました。地球温暖化の進行が気候変動に深刻な影響を及ぼしていることは世界共通の課題となっております。

温暖化の影響は、洪水や暴風雨による災害リスクを増大させるだけでなく、熱中症の増加など健康の面、自然界での生態系の変化、食料への影響、さらには動植物の種の絶滅リスクも含めて世界レベルで増大しているとされています。私たちは今や日常に温暖化を実感することとなってまいりましたし、現実のこととしてやむなくそれに適応していかざるを得なくなってもきております。海水温の上昇により大型化する台風や豪雨などへの備えもそうですが、近年の夏は災害級の暑さという呼び方も出てくるほど気温が上がるようになりまして、熱中症への予防策、回避策を呼びかけ、健康維持に備えるのは当たり前になりました。

しかし、気候変動、温暖化というものを日常の生活で身近に肌で感じ、また、将来世代において取り返しのつかないことになるかもしれない問題として意識をしていながらも、豊かさと利便性を追求する経済活動を優先してしまい、私たちの生活において温暖化を緩和するための行動が十分でないことは否めないのであろうと思います。

そんな我々の実態が厳しく指摘され、地球温暖化対策の重要性を改めて強く印象づけられる機会となったのが、9月23日の国連気候行動サミットにおけるスウェーデンの環境活動家、グreta・トゥンベリさんの訴えです。捉え方によりましては、いろんな評価があるようでございますけれども、温暖化対策に消極的な各国の指導者に対しまして、あなたたちには失望したと堂々と訴えるグretaさんの映像を見て、私はその16歳の勇氣に敬服すると同時に、私たちが将来世代に対する責任を果たしているのだろうかという自責の念も強く感じた次第でございます。生態系全体が崩壊しかけているとも言われる地球温暖化の問題、私たちが直面する中で何よりも重要な問題であるはずだといま一度考えさせられました。そのようなことから、今回、私たち会派、新政みえでも重要な課題として位置づけております地球温暖化対策に関して、いま一度強く意識し合い、行動するためにも質問に取り上げた次第でございます。

ます。

(パネルを示す) パネルを映していただきたいんですけども、三重県民の方々は比較的関心が高いようでして、さすが鈴木知事のもとでの環境先進県だなと感じさせていただいています。これ、地球温暖化問題への関心についてですが、円グラフで一番大きなものは関心あり、ブルーのところ非常に関心ありです。ダイダイ色のところが関心ありでございまして、これを足しますと9割に近い方々が関心があるということが示されています。これ、6月にe-モニターにアンケートをとっていただいた結果だというふうに聞いております。

そして、次、お願いします。(パネルを示す) 今度は、地球温暖化対策が日常生活に与える影響の許容範囲についてということなんですけれども、要は、生活を変えてでも地球温暖化対策に取り組むべきだと思いますかというような意味の問いです。ブルーのところは生活を変えてまではちょっとねという方々ですが、ダイダイ色のところは生活を多少変えてでも、そして、グレーの部分は今の生活を犠牲にしても取り組むべきだということで、これを足しますと7割ほどの人がやっぱりある程度生活を変えてでも取り組むべきですよというふうに見てとれると思います。

それと、もう一枚お願いします。(パネルを示す) これもe-モニターにアンケートをとっていただいたものということでございます。地球温暖化防止のために実行している行動についてのベストファイブなんですけれども、よくある、マイバッグを携行し、レジ袋の削減に努める。三重県は先進的にレジ袋の削減に努めていただいている県だというふうに聞いておりますし、これもいろいろ県民の皆さんが取り組んでいただいておりますということが捉えられるのではないかなと思います。

そこで、質問をいたします。伊勢志摩サミット的首脳宣言には気候変動に関する項目も盛り込まれておりますけれども、そのレガシーとして三重県が全国の先頭に立ってその存在感を示して、地球温暖化対策に進んで取り組んでいくべきではないかと考えますが、それに向けての知事のお考えをまずお

聞かせたいと思います。また、県では三重県地球温暖化対策実行計画に基づいて温室効果ガス削減の取組を進めていただいているところですが、家庭における二酸化炭素排出量の削減が、県民の意識が高いにもかかわらずなかなか進んでいないことについて、これまでどのように取り組まれてこれ、今後どのように対応していくのかお聞かせください。

次に、平成30年度に施行されました気候変動適応法を踏まえまして、温室効果ガス排出量を削減するための気候変動の緩和策と、そして気候変動への適応策、温暖化の気候などに我々が適応していくための策でございますけれども、適応策の推進を両輪とする新たな三重県地球温暖化対策実行計画を令和3年3月の策定に向けて取組を進めるとされておられますけれども、これ、農業や防災、人間の健康管理などの各分野について、さらには将来の想定も含めながら幅広い対応が求められることとなる適応策でございますので、我々が適応していくための計画についてどのようにつくっていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** それでは、私のほうからは、1点目の地球温暖化に対する考え方ということで答弁させていただきます。

近年、世界中で強大な台風やハリケーン、集中豪雨、猛暑や干ばつなどの異常気象による災害が多発しており、尊い人命が失われ、農作物が甚大な被害を受けるなどといったことが毎年のように報告されています。国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCによると、温暖化を引き起こす大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、過去前例のない水準にまで増加しているとされています。また、先月ニューヨークで開催されました国連気候行動サミットは、スウェーデンのグレタ・トゥンベリさんの感動的なスピーチもあり、地球温暖化に係る危機感を世界中が共有する機会となったものと思います。異常気象のほかにも、海面水位や海水温の上昇、海洋酸性化といった事象も既に顕在化してきており、まさに地球温暖化対策は待ったなしの状況

であると認識しています。

気候変動は伊勢志摩サミットにおきましても主要議題として議論され、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定の2016年中の発効及びその効果的な実施に向け、G7が率先して取り組むべきとの決意がG7伊勢志摩首脳宣言に盛り込まれました。その後、パリ協定は伊勢志摩サミット直後の2016年11月に採択から1年にも満たない早さで発効され、サミットの大きな成果の一つとなったとされています。

国内の温室効果ガスについて目標どおりの削減が進まない中、国はパリ協定に基づき、2013年度比で2030年度に26%、2050年までに80%削減する中長期の目標を設定しました。本県におきましては、三重県地球温暖化対策実行計画や三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、県民や事業者の皆さんとともに温室効果ガスの排出削減に取り組んでいるところです。

最新のデータである2016年度、平成28年度の県内の排出量は、排出割合の高い製造業等の産業部門において削減が進んだこともあり、県の計画の基準年である2005年度、平成17年度比で11.0%削減することができました。しかしながら、県の計画で2020年度に20%削減するという目標の達成は危ぶまれる状況であり、今後一層の排出削減に取り組んでいく必要があると考えています。

そこで、県では今月、国内において気候変動対策に積極的に取り組む自治体や企業、NGOなど約400団体、都道府県は本県を含めて9都府県ですけれども、で組織する気候変動イニシアチブ、JCIに参加することとし、広域的な連携活動の中から効果的な取組事例を見出し、今後の施策に反映させていきたいと考えています。

一方、県では温室効果ガスの排出削減に取り組みながらも、既にあらわれている気候変動の影響に適応していくための取組を全国に先駆けて2012年度から始め、また、昨年12月の気候変動適応法の施行を受け、本年4月には全国の都道府県の中で5番目となる三重県気候変動適応センターが一般財団法人三重県環境保全事業団に設置され、連携して取組を進めているところです。

この気候変動適応の取組は、来年度に改定を予定している三重県地球温暖化対策実行計画に新たに盛り込み、総合的な計画として策定した上で積極的に取り組んでいきます。

本県では、産業廃棄物税の導入やレジ袋の有料化等、全国の先頭に立った環境施策を実施してきましたが、そのスピリットは今後の地球温暖化対策においても引き継いでいきたいと考えています。子どもたちが将来にわたり健康で安全・安心に暮らせる環境を守るため、現代を生きる私たちが責任を持って地球温暖化をとめなければならず、県としましては、自らの排出削減の取組はもとより、県民、事業者の皆様と力を合わせて地球温暖化対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） それでは、家庭における温室効果ガス削減の取組と気候変動適応計画の策定につきましてお答え申し上げます。

まず、家庭における取組でございますが、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で地球温暖化問題を自分のこととして捉え意識することに加え、行動に移していただくことがとても大切であり、家庭はそれを実践する場として重要です。県では、エコなライフスタイルへの転換を目指し、三重県地球温暖化防止活動推進センターや三重県環境学習情報センターが行う出前講座や環境フェアの開催等を通じ、普及啓発に取り組んでおるところでございます。

しかしながら、家庭における二酸化炭素排出量は世帯数の増加の影響もあり全国的に削減が進んでおらず、本県においても産業部門等他の分野に比べ目標に対する削減達成率が低い状況となっております。

私たちの日常生活における行動の中には、例えばマイバッグやマイボトルの利用をはじめ、省エネ家電への買い換えや家族が一つの部屋で冷暖房を使用するクールシェアやウォームシェア、宅配便の時間指定による再配達防止など、地球温暖化防止につながる様々なアイデア、工夫がございます。県としましては、このような環境に優しい行動を呼びかける啓発活動を引き続き行うとともに、他の自治体等で行われている効果的な取組を参考にしたり、

ナッジという自発的によりよい行動や選択をするように促す仕掛けや手法、こういったものを取り入れながら、家庭における二酸化炭素の排出削減に努めていきたいと考えております。

次に、気候変動適応計画でございますが、地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出削減等を行う緩和策に加え、地球温暖化に起因する気候変動の影響による被害を回避または軽減する適応策もあわせて推進することが重要であるとと考えております。このため、県の適応計画は来年度に改定時期を迎える地球温暖化対策実行計画と統合し、総合的な計画として策定することとします。

本県におきましては、これまでに「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」という報告書や三重県気候変動影響レポートを取りまとめまして、県内の気候変動の状況や影響を受ける分野等に係る情報を蓄積しております。また、現在、三重県気候変動適応センターと連携し、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動など各分野における気候変動による影響や適応事例等の情報収集を詳細に行っているところでございます。こうして得られた情報をもとに、各分野における影響や課題を体系的に整理し、関係者と連携して取り組めるよう、三重県の地域性に即した適応計画としてまいります。

以上でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

ぜひ県民の皆さんとともに、しっかりと改めて意識を持ちながら進めていただきたいと思います。

温室効果ガスの削減というのは、どこまでどうなっておるのかというのがなかなか我々は実感しにくいですし、結果というものがやっぱりはかりにくいですが、どこかで我々が努力して、どこまでどうなっておるのかというのが目に見えるような形があるとありがたいので、そういうことについても研究していただきながら、県民の皆さんと地球温暖化対策、ぜひしっか

りと粘り強く進めていっていただきたいと思います。

時間が大分来ておりますので、この質問での再質問は控えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に進ませていただきます。豚コレラ対策の今後についてお聞きをいたします。

今年7月末に県内における豚コレラが発生いたしました。被害に遭われました養豚農家の関係の皆様には改めてお見舞いを申し上げますし、また、殺処分が暑い中を携わっていただきました獣医師の方々や自衛隊、県職員、地元自治体はじめ関係者の方々には本当に御苦勞をいただいたことと改めて感謝をいたしますとともに、御慰勞を申し上げる次第でございます。

いよいよ飼養豚へのワクチン接種が始まろうとしている時期でございますので、既にたびたび議会でも豚コレラ対策については取り上げられてはおりますけれども、ここでいま一度私からも、今の状況を踏まえて今後のことについてお聞かせいただきたいと思います。

まずは、一日も早い対応が待たれてきた飼養豚へのワクチン接種について、現在準備を進めていただいていることと思いますけれども、県内で9万8000頭を対象に接種しなければいけないということで、接種に向けての今の取組状況と今後の予定について、そしてまた、今後ワクチンを接種した後の飼養豚への風評被害が心配されますけれども、どのように対応していかれるのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、また一度答弁を聞いてから再質問させていただこうと思っておったんですけれども、時間が迫ってきておりまして、あわせてお聞きさせていただきます。野生イノシシへの経口ワクチン対策、これは続けていただいておりますけれども、今効果のほうはどうなんだろうかということ。先日で19頭目のイノシシの陽性が出ましたけれども、果たしてどう効果が出ておるのかとか、今後対策をどうされていくのかということ、そして、飼養豚へのワクチン接種の後には野生イノシシへの経口ワクチンの対策というのはどういう方針でいかれるのか。狩猟期の禁猟もあわせた話も出てまいりますので、そ



んなどころを含めて聞かせていただきたいと思います。お願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、豚コレラ対策につきまして3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、飼養豚へのワクチン接種につきましては、農林水産省から本県を予防的ワクチン接種の推奨地域に選定することが示されまして、県といたしましては、昨日改正されました豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、一刻も早く県内全域で飼養豚への予防的ワクチンを接種するため、様々な準備を急ぎ進めております。

具体的には、本県のワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されますよう、ワクチン接種の対象区域や開始予定時期、接種の進め方、情報提供の方法などを示したワクチン接種プログラムを生産者や屠畜・食肉流通事業者など関係者の声を聞き取りながら作成したところであり、昨日国へ提出いたしました。

また、並行して、プログラムの国の確認が得られ次第、即座に現場において飼養豚へのワクチン接種が行えるよう、国とのワクチン譲渡の協議や注射器など必要な資機材の確保を進めるとともに、接種を行う獣医師の確保、調整を三重県獣医師会などの協力を得ながら整えたところでございます。

さらに、国が改正した防疫指針や県が作成したワクチン接種プログラムの内容、接種に向けた準備状況などについて、あさって10月18日に県や市町、生産者、流通事業者等で構成する三重県豚コレラワクチン対応連絡会議を開催し、最新の情報を共有することとしております。引き続き、関係者の理解のもと円滑にワクチン接種が行えるよう、連携を密にして取り組んでまいります。

国、県、生産者、流通事業者が一体となった今月内の一刻も早い時期でのワクチン接種に向けまして、必要な手続をさらに加速させるとともに、三重県全域において、プログラムで予定しております10日間を目途にワクチン接種が迅速かつ防疫上適切に完了するよう全力で取り組んでまいります。

次に、2点目、飼養豚の風評被害の対策でございます。

これにつきましては、10月1日に開催をしました三重県豚コレラワクチン対応連絡会議の場において、ワクチン接種に伴う消費者の不安の声にしっかりと対応していく必要があるといった意見を流通事業者等からいただいたところです。こうしたことも踏まえ、県では予防的ワクチンの接種が速やかに実施できるよう様々な準備を加速し、万全の体制を構築するため、10月2日に三重県豚コレラ対策本部にワクチン接種対策本部を新たに設けまして、その本部内に関係部局で構成します風評被害対策班を整備したところでございます。ワクチン接種が目前に迫る中で、消費者の皆さんに正しい情報を伝え、県産豚肉の風評被害の未然防止に向けた取組を強化していくことが喫緊の課題であると考えてございます。

このため、具体的には大きく三つの方針で対策を進めることとしており、情報提供によります安全性の周知としては、ワクチン接種豚の安全性を周知するため、現場で情報を伝える機会の多い販売事業者等の皆さんに対して科学的根拠に基づく正確でわかりやすい情報を提供するほか、学校を通じた児童・生徒、保護者等への周知を図ってまいります。

次に、県産豚肉等の魅力や価値のPRとしましては、県産ブランド豚の流通事業者への取引拡大を進めるマッチング交流会の開催、あるいは県内外のホテル、レストランに向けた積極的な食材PRなどを進めます。さらに、流通段階での監視モニタリング対策としまして、小売店等の巡回監視の強化や、消費者や小売店等の不安を解消するための相談・通報窓口の設置に加えまして、新たに風評被害の動向把握に向けた食肉流通事業者や小売店等へのヒアリングを行いますことで、風評被害につながる事象を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するなど風評被害の未然防止に取り組んでまいります。

今後も引き続き関係部局としっかりと連携しまして、県として風評被害の未然防止や発生時の対応を進めますとともに、風評被害対策が全国的な動きとなるよう国へも働きかけていくことで、三重の養豚業の振興と県産豚肉の消費維持・拡大を図ってまいります。

それから、3点目、野生イノシシへの経口ワクチンの散布の取組状況ということでございますけれども、県では北勢地域の6市町におきまして、経口ワクチンの散布、それから捕獲強化の取組を進めておりまして、これらの市町では、市町や猟友会の協力のもと、野生イノシシの豚コレラ感染の有無と、それから経口ワクチン散布の効果を把握するための調査捕獲を実施しております。昨日、10月15日までに豚コレラに感染したイノシシは、経口ワクチン散布前に確認された4頭と合わせ19頭が確認をされておるところでございます。

また、経口ワクチンにより抗体が付与されたと推定される野生イノシシにつきましては、3市町で捕獲した279頭のうち20頭、約7.2%ですが、抗体が確認されておりまして、他県の初回散布時の付与率とほぼ同程度ということになってございます。

また、経口ワクチン散布地域においては11月から始まります本年度の狩猟を制限するという事としておりますけれども、その間も猟友会等による被害防止のための捕獲、いわゆる有害鳥獣捕獲ですが、これは引き続き実施をしまして、例年以上の頭数を捕獲できるよう取組を続けることとしております。

また、今後は、来年1月から2月の冬期の経口ワクチン散布箇所を夏の期間の約1.5倍に増加しまして、野生イノシシの抗体付与率を高めてまいりたいと考えております。さらに、関係者との緊密な連携のもと、ICTわなの活用であるとか、熟練捕獲者とICT操作等にたけた若年捕獲者との連携強化などにより、捕獲圧を高めていくことで、できる限り早期に養豚農家の皆さんに安心して経営していただける状況となるよう、野生イノシシの捕獲の取組についても加速してまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

まだちょっと聞きたいこともあるんですけども、もう時間がございませんので、とにかく飼養豚への直接のワクチン接種、そしてそれも含めて、そ

の後についてもしっかりと引き続き対策をよろしく願っていたと思います。

それと、せっかく御準備いただいたと思いますけれども、4点目に県立高等学校の活性化について質問させていただく予定だったんですけれども、時間がなくなってしまいましたので、パネルだけちょっと出して、せっかくつくってききましたので。

(パネルを示す) これ、中学校卒業生数の推移なんですが、ずーっとこれから生徒数は減っていきます。そんな中で、いかに高等学校の活性化の取組をしていくか、小規模な高校は小規模な高校で存続に向けた取組がありますし、また大規模な高校のほうも、大規模な高校なりにやっぱりクラスが減っていくごとに職員が減りますと、例えばクラブ活動であるとか、また分掌事務の面であるとか、教科担任の複数配置の面であるとか、いろんな影響が出てきて、やっぱり体力が減っていつてしまうんだという影響も聞かせていただいております。ぜひそういうところをしっかりと踏まえながら、さらに活性化の取組をしていただきたいという趣旨で質問を考えていたのですが、もう時間がございませんので、またいずれかの機会にさせていただきたいと思います。時間配分がうまくいきませんで、失礼いたしました。

どうもありがとうございました。終結します。(拍手)

○議長(中嶋年規) 47番 中森博文議員。

[47番 中森博文議員登壇・拍手]

○47番(中森博文) おはようございます。

三重の明日を切り開く自由民主党県議団会派団長の名張市選出、中森博文でございます。よろしく願っていたと思います。

議長のお許しをいただきましたので、前回に続き代表質問させていただきます。

まずは、今回の台風第19号の襲来で、昨日時点におきまして52河川73カ所で河川堤防が決壊するなど、死者、行方不明者が91人に上るという大惨事となりました。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、一刻も早い救出

と復旧、復興を願うものであります。また、被災されました皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、いよいよ来週22日には即位礼正殿の儀と祝賀御列の儀が行われます。11月9日に天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典が挙行されます。そして、14日から15日にかけての大嘗祭に続き、神宮に親謁の儀が予定されております。謹んでお祝いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきたいと思えます。

今回は、7月下旬から9月にかけての友好団体からの要望聞き取り会からの内容や、令和という新しい時代の幕あけにふさわしい提案型の質問を中心にまとめたものでございます。

さて、三重県議会におきましてほぼ全員で構成する三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟を発足させていただくことができました。

令和元年5月19日に続き、去る9月16日、東京都千代田区砂防会館におきまして、家族会、救う会、知事の会、国会議員の拉致議連、拉致問題地方議会全国協議会の主催者5団体が一堂に会し、安倍晋三内閣総理大臣、菅義偉拉致問題担当大臣、各政党代表が出席し、「全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ！国民大集会」が開催されました。

そこで拉致被害者田口八重子さんの兄、飯塚繁雄家族会会長、横田めぐみさんの母、早紀江さん、曾我ひとみさんらの切実な訴えをお聞きしてまいりました。

主催者構成団体であります拉致問題地方議会全国協議会の一員として、三重県拉致議連から私を含む3人が出席させていただきました。

そして集会の最後に、北朝鮮は全拉致被害者の即時一括帰国をすぐ決断せよ、政府は国民が切望する全拉致被害者の即時一括帰国を早期に実現せよと決議案が採択されたところであります。ここに御報告申し上げます。

また、大会に先立ち開催されました拉致問題地方議会全国協議会幹事会に幹事として出席させていただき、各都道府県議会の取組について、特に政府からの冊子やポスターの配付、拉致問題啓発映画やアニメの上映、ブルーリ

ボンの取組などの意見発表がありました。三重県議会の取組も一定報告させていただいたところであります。

さきの一般質問で我が会派の小林貴虎議員から教育委員会に対しまして、政府の拉致問題啓発映画の取組についてお聞きさせていただいたところでございます。

そこで改めて、三重県における北朝鮮による拉致疑惑特定失踪者を含む拉致問題解決に向けた県の取組について、当局の御所見をお伺いします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

**○戦略企画部長（福永和伸）** それでは、北朝鮮による拉致問題に関する御質問に対して御答弁申し上げます。

1970年代から80年代を中心に北朝鮮による日本人の拉致が多発しまして、現在、全国で17名の方が政府によって拉致被害者として認定されております。また、政府が認定した被害者以外にも拉致された可能性を排除できない方が多数いるとされています。

政府認定の拉致被害者17名の中には、本県に関係する方はいませんが、警察庁の発表によりますと、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の中には、御本人や御家族が県内にお住まいであるなど本県に関係のある方が11名いらっしゃいます。

北朝鮮による拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題でありまして、その解決に向けては国民の関心と理解を深めていくことが大変重要であると考えております。

そのため、本県では12月10日から12月16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、写真パネルの展示、DVDの上映、テレビ、ラジオ、広報誌により啓発を行っているほか、拉致問題の解決の願いを込めたブルーリボンの着用、ホームページでの情報発信などに取り組んでおります。

また、昨年度は伊賀市及び政府拉致問題対策本部との共催で、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催しておりまして、市町及び国と連携した取組も進めているところでございます。

今後も引き続き国民的課題である拉致問題の早期解決のために、県民の皆さん一人ひとりに拉致問題への関心と認識を深めていただけるよう、様々な手法により国市町等と連携しながら、拉致問題に関する理解促進のための取組をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

お話のとおり日本政府が拉致被害者として認定している17名、2002年10月に池村御夫妻、蓮池御夫妻、曾我ひとみさんの5名が帰国されて以来、いまだ1人の帰国も実現していないことは痛恨のきわみであります。

さらに、拉致の可能性が排除できない883名、うち拉致疑惑失踪者470名が特定失踪者リストとして情報が寄せられております。

パネルをごらんいただきたいと思います。

（パネルを示す）特定失踪者で公開されている272名に三重県出身者が、先ほどお話しいただきました11名のうちお二方が公開されております。また、お一方は拉致の可能性が非常に高いといわれております。

また、来年度から始まります学習指導要領の改訂から社会科において、新たに拉致問題に関する教育が追加されます。教育長、よろしくお願い申し上げます。

改めて、北朝鮮は全ての拉致被害者の即時一括帰国を決断せよと訴えます。

次に10月4日知事から、令和2年度当初予算調整方針が出されました。先ほど日沖議員から質問されましたけれども、私からも質問させていただきます。

みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）のスタートの年となります。令和の時代に留意すべき新しい概念でありますSociety 5.0とSDGsの時代に留意すべき新しい概念であります、繰り返しますけれどもSDGsの視点を取り入れて、その実現を目指すこととされております。

また、事業の質的向上や限られた資源の有効活用を図るため、県民の皆さ

人などによる行政にはない新たな発想を幅広く事業に取り入れることを目指して、令和2年度から県民参加型予算を導入するとしております。

当然のことながら、提案者から三重県職員、三重県議会議員、法人等が除外されております。また、投票者からも除外されております。

当然そうであることなんですけれども、その明確な理由と根拠を県民参加型予算の提案者に誤解を招かないように、あらかじめわかりやすく説明しておく必要がございます。

つまり、予算提案者が知事、予算審議決定者は議会という議会制民主主義の基本理念は変わらないということを改めて確認させていただきながら、今回、令和2年度当初予算編成に向けた基本的な考え方について、先ほど申し上げたことを含めて知事の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 令和2年度当初予算編成に向けて、その予算調製に対する基本的な考え方について答弁させていただきます。

本県の財政状況は、公債費や人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画に掲げる県債残高や、三重県財政の健全化に向けた集中取組に掲げる経常収支適正度の目標を達成するなど、成果が着実にあらわれてきています。

一方、歳入面では県税収入の大幅な伸びが見込めない中、通商問題をめぐる緊張の増大が本県経済に与える影響に注意する必要があるとともに、歳出面では社会保障関係経費が引き続き増加することや、公債費においても高い水準で推移しているなど予断を許さない状況にあります。

令和2年度は現在策定を進めているみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）をはじめ、今後の県政運営の指針となる中期的な計画の多くがスタートし、協創をさらに進める実行力の問われる年となります。

第三次行動計画（仮称）では県民力でめざす幸福実感日本一の三重の社会像を改めて三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会と捉えた上で、Society 5.0とSDGsの視点を取り入れてその実現を目指すことと



しています。

また、行財政運営では、現行の第二次三重県行財政改革取組の成果と検証を踏まえた次期の行財政改革の取組に着手し、歳出、歳入両面による取組を継続しながら、経常収支の適正化や県債残高の抑制に努めることとしています。

これらのことを踏まえ、令和2年度当初予算では計画の理念や取組の方向性を基本方針とし、令和2年度三重県経営方針案に掲げた、命、安全・安心を大切にする三重、包容力、多様性、持続可能性を大切にする三重、未来への希望、挑戦を大切にする三重、三重とこわか国体・三重とこわか大会を成功させる三重の四つの取組方向に注力しながら予算編成を行ってまいります。

また、県民の皆さんにとって必要な行政サービスを機能的に提供するため、裁量的な政策経費については前年度と同程度の水準を維持できるよう必要な対応を行うとともに、スマート自治体の推進や社会経済情勢の変化、本年の豚コレラの発生のような緊急課題にも的確に対応します。

さらに、新たな取組として事業の質的向上や限られた資源の有効活用を図るため、県民の皆さんなどによる行政にはない新たな発想を幅広く事業に取り入れることを目指して、令和2年度から県民参加型予算、「みんなでつろか みえの予算」、略称みんつく予算を導入します。

この予算では県政の課題を踏まえて設定した20のテーマに沿って県民の皆さんからの提案を募集し、テーマごとの最もすぐれた提案を県が事業構築します。

さらに、県民の皆さんによる投票と意見募集による事業を選定した上で、他の事業と同様に予算案として県議会に提出し、御審議いただくこととしています。

令和2年度当初予算は、元号が改められ初の本格的な予算編成となります。引き続き将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営に向けた取組を着実に進めます。

また、令和2年度三重県経営方針案に基づき、県民の皆さんの命や暮らし

をともに支え合う取組を進化させるとともに、輝く未来、新しい時代のブレークスルーを目指す取組にも果敢に挑戦してまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

注目される県民参加型予算、今まで行政にない新たな発想で質の向上に確実につながるように御期待申し上げたいと思います。

さて、去る9月上旬に発生しました豪雨災害、三重県でも深刻な被害が発生し、改めて亡くなられた方々、哀悼の意を表するとともに被災されました県民の皆様方に心よりお見舞い申し上げながら、次の質問に入りたいと思います。

県におきましては南海トラフを震源とする地震や、豪雨災害などの大規模災害に備えるため、改正予定の三重県防災対策推進条例に基づき防災の日常化の定着に向けた取組が進められているところでございます。

国におきましては昨年度から防災・減災、国土強靱化のため3か年緊急対策が講じられております。

令和2年度三重県経営方針（案）におきましても、同財源を活用しつつ、県民の皆さんの防災の日常化につなげるソフト対策、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備や橋梁・堤防の耐震対策等のハード対策など、総合的かつ効果的な対策に取り組むと打ち出されております。

また、一般社団法人三重県社会基盤整備協会、三重県建設業協会、三重県農業土木振興会など、多くの関係団体や県内各地の市町、県民から防災、減災の対策事業の継続と強化の声をお聞きしております。三重県議会におきましてもこの緊急対策を継続すべしと、国に働きかけを進めているところでもあります。

そこで国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の予算を確保するとともに今後の取組について、国への働きかけを含め知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の予算確保と今後について、私の考えを述べたいと思います。

近年、激甚化、頻発化する自然災害等により全国各地で甚大な被害が発生している中、国民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化対策は一層重要性を増しています。このことから防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、国と地方が一体となって対策に取り組んでいるところです。

本県においては橋梁耐震対策、のり面等の防災対策、道路冠水対策、河道掘削や河道内の樹木伐採、土砂災害防止施設の整備、河口や沿岸部の堤防やため池の耐震対策等の推進に向け、3か年緊急対策を活用し予算編成を行った結果、本年度の公共事業費は過去10年で最大となり、県単独建設事業費も5年ぶりに増加することとなりました。

現在、3か年緊急対策により喫緊の対策に集中的に取り組んでいるところですが、これら以外にも対策が必要な箇所は多数存在し、数十年に一度と言われる大規模自然災害が毎年のように発生するなど、気候変動の影響により激甚化、頻発化する自然災害に対する抜本的な対策としては十分とはいえません。いつ、どこで起こるかもしれない国難レベルの災害に負けない県土づくりを切れ目なく推進していくためには、3か年緊急対策後も防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ継続的に進める必要があります。

私は命を守るための防災・減災、国土強靱化に力を入れて取り組んでいかなければならないと強く訴えて3期目をスタートし、令和2年度三重県経営方針（案）には、命、安全・安心を大切にす三重を、注力する取組の一番目に掲げ、防災・減災、国土強靱化対策の強化を盛り込んだところです。

本年8月、全国知事会の危機管理・防災対策特別委員会委員長として、防災担当大臣や総務大臣に、防災・減災対策を着実に推進するための予算の安定的・継続的確保について要請を行いました。

今後は、例年秋に実施している国への予算要望においても、現在取り組んでいる対策を確実に実施するための予算確保に加え、3か年緊急対策後も強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるために必要となる予算、財源の安

定的な確保についてしっかりと主張していきたいと考えています。

未来への希望を支える安全・安心の観点から、県民の皆様の命と暮らしを守る取組をこれまで以上にしっかりと進めていくため、引き続き防災・減災、国土強靱化による災害に強い地域社会づくりに必要な公共事業関連予算の確保について、あらゆる機会を捉えて国に働きかけてまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。心強い限りでございます。

それからもう一つ、所管委員会でも申し上げたところでございますけれども、三重県の防災重点ため池の選定基準が見直されたことによりまして、約3倍に増加したそうでございます。また、その大半が耐震強度が不足ということが想定されているそうでございまして、この3カ年では地域の防災・減災対策は到底完了できないということから、早急に耐震補強を進めていただくためにもこのような財源確保は必要と考えております。よろしく願い申し上げます。

さて、地域の建設業の皆さんは良質なインフラ整備や維持管理を通して地域の雇用を支え、そして豚コレラ対応や自然災害の発生時には危険を顧みず昼夜を問わず応急対応などを行い、地域の安全・安心の確保を果たしていただいております。

一方、県発注の公共事業の財源となります国補公共事業と県単公共事業の予算について見てみますと、今年度は前年度より大幅に増加となりました。それでも10年前、平成21年度の96%でございます。

この間、地域の建設業の皆さんは公共事業の動向が不透明なことから、人員の確保や建設機械の保有などを見直し、企業のスリム化が進み地域の建設業の現場力、防災力の低下が懸念されております。公共事業に頼らなければならない地域の建設業にとって、一定の年間公共工事量の確保が必須であります。

そうした中、雇用を支え、安心・安全を確保する地域の建設業が存続する

ため、優先度指標を極端に偏重することなく各地域建設事務所の限界工事量の確保が必要と考えますが、当局の御所見をお伺いします。

続けて質問します。

本年6月7日に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が改正されました。

品確法第7条第5項に、地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならないとされました。

つまり、公共工事の目的物、言い換えれば県有施設の維持管理でございます。メンテナンス業務の委託契約のあり方に関することでございます。

私は以前より、品確法の観点から県有施設の維持管理、メンテナンス業務に対する入札制度の改善について、総合評価の価格点と技術点の割合を1対1から1対2へとすべきであること、直接人件費等の積算資料の事前提出を求めることを主張してまいりました。

そこで今回の改正品確法の趣旨を鑑み、改めて県所有の施設の維持管理における入札制度の改善について、御当局の御所見をお伺いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 私のほうからは、地域建設事務所における限界工事量の確保の考えについてお答えを申し上げます。

平成30年5月に、一般社団法人全国建設業協会が策定しました地域建設業将来展望によりますと、限界工事量とは地域の防災力を維持し、地域の安全・安心を確保する上で必要不可欠な建設企業が、災害応急復旧や除雪に対応する人員や資機材等の態勢を継続していくために必要な事業量とされています。

この限界工事量を定量的に示されたものはありませんが、県といたしましては、地域の建設業は県民生活に必要な不可欠な社会資本の整備、維持修繕はもとより、災害時の安全・安心の確保や地域の雇用の創出など、重要な役

割を担っていただいていることから、安全・安心を確保する態勢を今後もそれぞれの地域で継続していくことが必要であると考えております。

このため本年度策定を予定しております次期三重県建設産業活性化プランにおいて、担い手の確保や生産性の向上など地域の建設企業が安定した経営を継続できる取組について、建設業団体と意見交換をしながら検討を進めていくとともに、公共事業予算の確保に努めていきたいと考えてございます。

〔荒木敏之会計管理者兼出納局長登壇〕

**○会計管理者兼出納局長（荒木敏之）** それでは私のほうからは、品確法改正に伴う入札制度の改善について答弁いたします。

県庁舎等の県営施設の維持管理に係る清掃・警備業務の入札方式は、設計金額が1000万円以上の案件につきまして、価格だけで落札者を決定するものではなく、技術や品質などを総合的に評価する一般競争入札総合評価落札方式を採用しております。

また、不当な低価格での入札を抑制するために低入札価格調査制度を導入し、これまで調査を行う基準となる調査基準価格の計算式の見直しや、さらに、令和元年9月からは調査基準価格の設定範囲の引き上げを行いました。

このように本県では、総合評価落札方式及び低入札価格調査制度を採用することによりまして、品質の確保と不当な低価格での競争の抑止を図っております。

先ほど議員のほうから御説明がございました令和元年6月に改正のありました品確法では、公共工事の目的物の維持管理を行う場合、品質の確保や担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、維持、修繕を行うというふうなことが新たに規定されました。

そこで、今回の品確法の改正に伴いまして、総合評価落札方式の見直しにつきましては、価格と品質のバランスのとれた仕組み、こういった視点を基本に技術評価の中で人材の育成や品質の確保など、技術評価項目の設定や評価点につきまして検討していきたいと考えております。

一方で、積算資料の提出につきましては、入札金額の正当性を確認するた

め、入札書提出時に直接業務費、業務管理費及び一般管理費等に分けた入札金額内訳書の提出を求めています。

また、低入札価格調査の対象となった場合には、より詳細な積算内訳書の提出を求めています、提出された入札金額で品質の確保など仕様書に基づいた履行が可能であるかの判断を行っております。

入札金額内訳書の見直しにつきましては、より適正な入札金額の確認や、一方で入札参加者の事務負担等を考慮した上で検討していく必要があると考えております。

入札制度につきましては、今後も引き続き国や他の都道府県の動向を注視することなどによりまして、公平性、透明性、競争性の確保を図りながら改善に努めてまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

価格点と技術点が1対1となると、なかなか価格点で左右されてしまって、せっかくの技術点の中身を少し変えたぐらいではなかなか評価が出にくいというんですか。この品確法の改正があるということは、やはりもっと技術点や内容を重視した方がいいよという趣旨だというふうに理解してございまして、その点よろしく願い申し上げます。

現場で働く人は、ほとんど三重県の方々や、地域で御活躍されている、雇用を中心の、人件費がほとんどで、人件費で左右されるということとになってございますので、しっかりとしたそういう評価を契約に反映していただきますようよろしく願い申し上げます。

さて、ある建設現場で話を聞くんですけども、60代、70代は現役だと。そしてOBの80代にもお手伝いしていただかなくてはいけないという、こういう悲鳴を聞きました。機械は一応リースはできてもオペレーター、運転手はリースできない、もちろん若者はリースできないと、このような話でございます。

こういうことで、今回、伊賀白鳳高校に土木や建築を学ぶことができる建

築デザイン科が新設されました。彼らの就職は、責任持って地元が支えると太鼓判をいただいたところでございます。

さて、私は前回の代表質問で南海トラフ地震臨時情報について質問させていただきました。また、この後、東議員からも質問があらうかと思えますけれども、よろしく願い申し上げます。

避難所の確保は本当に急務なんですね。前回に続き、私は地震被災後の対策について質問させていただきます。

地震被災後の建築物の判定はいろいろございまして、特に避難所の判定が、避難所に対する安全確保のためには重要でございます。一つが被災建築物応急危険度判定、これも前にも質問させていただき、私も研修させていただいた1人でございまして、建築士会中心に多くの判定士が持っております。

そして、地震後復旧対策をどうしたらいいかなど、実際どのようにすれば安全であるかという具体的な設計見積もりなどを示す、そうしながら判断をする被災度区分判定というのがあります。これがなかなか進んでいないというのを伺ってございまして、さらには、復旧対策に係る公的支援のための保険とか、そういう罹災証明など、これはいろんな後でもできるんだそうでございますけれども、このような判定には種類があるということの中で、実は、さきの大阪北部地震で学校が安全かどうかを調べる建築士の確保に難航して、被災した体育館の調査に数カ月かかってしまうたと。その間は利用できなかったという報道がございました。そして、被災した学校施設をいち早く調査するためには、先ほど申しました被災度区分判定のための建築士の確保はやっぱり円滑に進まなかったということで、今回その協定を結ぶと、今年の5月に大阪府建築士事務所協会と結んだそうでございます。このような取組というのは、既に和歌山県や北海道などでも一定進んでいるところでございますし、全国に広がりつつあると伺ってございます。

近い将来、必ず起きると危惧されております南海トラフ巨大地震。南海トラフ地震防災対策推進地域に県内全市町が指定されておるこの三重県におきましても、こうした事前協定を、いろんな協定がありますけれども、進めて



いく必要があると考えます。改めて、被災した学校等の避難施設をいち早く応急危険度判定をしていただいて、そして被災度区分判定を調査する必要があると、このように思うところでございます。

地震後、復旧対策のための被災度区分判定について、今回、質問させていただきます。

学校などの避難施設の被災度区分判定に係る早期の復旧に向けた調査を行う建築士事務所の確保や、調査設計の業務の円滑な仕組みの構築について、教育長の御所見をお伺いいたします。

続いて質問させていただきます。話は変わりますが、準備したパネルをごらんいただきたいと思います。

(パネルを示す) これは登録有形文化財のトレーディングカードの大型版です。本当はトレーディングカードは小さいんですけども、拡大したのでお許しをいただきたいと思います。表には、これ、名張市バージョンでございますが、初瀬街道沿いに建つ木造2階建ての出格子、虫籠窓が特徴の外観でございます、その裏は、このような(パネルを示す)所在地、年代、構造などの情報が載せてございます。

登録有形文化財というのは、昔は指定を受けてしまいますと制限があったり、なかなか自由にできないということから平成8年から制度ができて、登録有形文化財は平成8年に始まった国の登録制度でございます。緩やかな規制のもとで守られている建物でございます、建築後50年経過した地域に親しまれている、時代の特徴をよく示している、再びつくることのできないものなどが対象となっております。

令和元年9月では、県内で登録有形文化財は256件でございます。三重県建築士会は平成28年から30年にかけて、三重県教育委員会が策定されました実施計画のもとに文化庁の補助を受けまして、県内にある登録有形文化財建造物を紹介するトレーディングカードを全国に先駆けて作成させていただき、96件146種のカードが建物の訪問者に、現地で配布されているところでございます。

そこで、文化財の保存や活用、交流人口の拡大や地域活性化につながる登録有形文化財のトレーディングカード、トレカの活用啓発について、教育長の御所見をお伺いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 2点御質問いただきました。まず1点目ですが、被災した学校施設の早期復旧に向け、被災度区分判定の調査が円滑に実施できるような仕組みをつくっておくべきではないかという点についてでございます。

県立学校ではこれまで建物の計画的な補強工事、それから屋内運動場等の天井等の非構造部材についても落下防止対策をとるなどして耐震対策を進めてきたところでございます。

しかしながら、大阪北部地震の教訓から、大規模な震災の発生時にはあらかじめ被害の発生を想定し、速やかに復旧できるよう備えておくことが必要であると考えます。

速やかな復旧に着手するためには、被災した建物の構造躯体の損傷状況を詳細に調査の上、被災度区分の判定を行う必要がありますが、その調査判定は専門的な知識を持つ技術者が行うことが求められております。

大規模な震災が発生したときにはそういった技術者を確保することが困難となることが想定されますので、他府県での先行事例も参考にし、県土整備部と連携して、学校施設の被害状況の調査や復旧に向けた設計業務が円滑に進められるよう方策を検討していきたいと考えております。

2点目のトレーディングカードについての、今後の活用方法についての御質問でございます。

トレーディングカードについては、作成された三重県建築士会が文化的遺産という意味も込めてヘリテージカードという名称をつけておられますので、ヘリテージカードという表現で答弁をさせていただきます。

三重県建築士会では先ほど議員からも御紹介いただきましたが、文化庁の補助金を活用して登録有形文化財ヘリテージカードの作成のほか、ヘリテージマネジャーの育成、登録有形文化財建造物候補物件の調査等を行っていた

いただきました。

ヘリテージカードについては登録有形文化財を実際に訪れることで入手できるレアアイテムとして、文化財の価値を発信するためのすばらしい手段だと考えております。

県としても文化財情報を発信するフェイスブックで紹介をしているほか、県民ホールには三重県建築士会からお預かりしたカードの現物とともに、ポスターを作成して掲示しているところでございます。

ヘリテージカードとして取り上げられている登録有形文化財建造物には、学校校舎や旧役場庁舎といった公共施設から民家まで様々なものがあり、それぞれの性質に応じた情報発信が大切だと考えております。

今後、県としては市町の協力を得ながら、公民館等の文化施設にヘリテージカードのポスターを掲示し、地域のすばらしい文化資産を知っていただくとともに、東海地域に発信されるテレビ番組での放映や、県政だよりへの掲載を含め県内外の人々への広報に努めてまいります。

こうした取組を通じ、歴史的建造物が大切に守られるとともに、三重県らしい町並みを訪れる人が増えることで、地域の活性化につながることを期待しております。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） 教育長ありがとうございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。ヘリテージカード、トレカよりも格調の高い表現でございますが、よろしくお願ひいたします。最近、ダムカードとかマンホールカード、それからお城、こういうのがありますね。そうやって最近マニアが多くなりますので、トレカでよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

さて、話は変わりますけれども、自由民主党の衆参国會議員有志60名は去る4月18日に、森林を活かす都市の推進議員連盟、もりは森林と書いてまちは都市と書いてあります、設立総会が開催され、全国木材組合連合会など中央団体も5月13日に森林を活かす都市の木造化推進協議会を立ち上げました。

もう既に、2010年には公共建築物等における木材の利用の促進に関する法

律が成立し、さらに、耐火建築部材等の技術革新や建築基準法改正による中高層・大規模木造建築物や木質化における木材利用の可能性が大きく広がりました。

東京都港区の公共建築物等における協定木材利用推進方針では、床面積1平米当たり0.005立方メートル、体積ですけれども、木材利用率が規定されております。江東区では何と0.008立方メートルと木材利用推進方針で定められております。大都市部でも木造、木質化が進められております。

また、三重県の木等の県産材の利用拡大により、県内林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献するウッドファースト社会の構築を提案します。

そこで、都市部において木材は使えないといういわれなき常識を覆して、ウッドファースト社会を構築すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ウッドファースト社会の構築に向けた考え方ということでございます。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsにおいて、木材利用の推進は、森の豊かさを守ろうなど複数の目標達成に貢献する大変重要な役割を担っていると考えています。

建築物をはじめ私たちの暮らしの中で木材を利用することはぬくもりのある快適な空間を創出し、そこで生活する人の健康の増進や働く人の生産性を向上させるほか、地域経済の活性化や雇用創出、都市部と農山村地域の交流を生み、第2の森林としてCO<sub>2</sub>を長期的に固定するなど、我々が直面する様々な課題の解決に大きく貢献するものです。

こうした中、東京2020オリンピック・パラリンピックの会場となる新国立競技場には、軒、ひさしなどに47都道府県から調達した森林認証材が使用されたほか、その他の施設においても木材利用が率先して進められています。

全国知事会においても昨年8月国産木材活用プロジェクトチームが設置さ

れ、本県もこのプロジェクトの趣旨に賛同し、国産木材の活用に向けた施策の推進、国への提言活動などに他の都道府県と連携して取り組んでいるところです。また、民間企業が70階建ての木造高層建築物の開発構想を発表するなど、官民を問わず木材利用に係る機運が大きく高まっています。

さらに、公益財団法人経済同友会が、民間企業主導の国産木材の利用に向けた活動を展開するための木材利用推進全国会議（仮称）の設立準備を進めており、私もその発起人の1人として会議をより発展的なものとなるよう、林業関係事業者等に参加を呼びかけているところです。

今後こうした全国的な木材利用の推進に向けたムーブメントにしっかりと参画し、ウッドファースト社会の構築に向けた機運を一層高めてまいります。

また、これまで県内で実施してきた県産材利用推進本部を中心とした県、市町による公共建築物等の木材利用推進、木づかい宣言にもとづく民間事業者の県産材利用をサポートする取組、中・大規模建築物での木材利用を提案できる人材育成など、ウッドファースト社会の実現に向けた施策について引き続き県としてしっかりと取り組んでまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

最近の情報によりますと三重県農協会館、そして三重県社会福祉会館で建てかえ計画をされてございまして、ぜひとも木造や木質化の働きかけをお願いして、聞いていただいている関係者も心していただければありがたいなど、このように感じているところでございます。この後は、自民党の西場議員にお譲りをさせていただきたいと思っております。

さて、話が変わりますけれども、6月に開催されましたG20大阪サミットにおきまして、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けてその重要性が認識されまして、2050年までに新たな汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有され、地球規模での具体的取組の枠組み

に合意されました。

また、平成29年度末より外国政府において使用済みプラスチック等の輸入禁止措置の影響によりまして、国内の産業廃棄物処理が逼迫しております。

県は10月1日から早速プラスチックごみ対策を推進するため、三重県庁プラスチックスマートアクションを実施されております。我が会派も進めたいなど、このように考えているところでございますけれども、そこで三重県におきましても廃プラスチック類について、排出抑制から資源循環体制の構築及び適正処理の確保まで、総合的な対策が求められております。

そこでG20大阪サミットを受けてブルー・オーシャン・ビジョンの取組、つまり、海洋プラスチックごみ問題にかかわる廃プラスチック類対策について知事の御所見をお伺いします。また、あわせて具体的な当局の取組についても御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた私の考えということで、述べさせていただきたいと思っております。具体的な取組は後に答弁させていただきます。

海洋プラスチックごみ問題への関心が世界的に高まる中、本年6月に開催されましたG20大阪サミットで、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指す、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有されました。

これに先立ち、国においてはプラスチックをめぐる資源、環境両面の課題を解決するため、5月にプラスチック資源循環戦略が示されたところで。

海洋プラスチックごみについては、良好な海岸の景観や海洋生態系へ悪影響を与えることから、早急な対応が求められる重要な環境問題であります。

そのため、現在、県の環境施策のマスタープランである三重県環境基本計画についても、持続可能な社会の実現のためにSDGsの考え方を取り入れつつ、海洋プラスチックごみ対策への取組の方向性を示すなど、見直しを進めているところで。

本県におけるこれまでの取組としましては、平成28年に開催されましたG7伊勢志摩サミットのレガシーを受け継ぎ、同年10月、国、自治体、NGO、NPO、研究者等が一堂に会し、アジア、北米、ヨーロッパから海外ゲストを招いた全国規模の第14回海ごみサミット2016三重会議を開催しました。

このサミットでは鳥羽アピールとして、伊勢湾の豊かな恵みを持続的に享受していくためには、海岸や河川でのクリーンアップ活動の拡大に加え、特にプラスチック製品の大量生産、消費、廃棄の社会的構造を資源循環型に転換していくことが重要との考え方が採択されました。

また、多くのごみが漂着する答志島の奈佐の浜をはじめとする県内全域で、地域住民、NPO、企業、市町等の多様な主体の参画による森・川・海のクリーンアップ大作戦を実施するとともに、県民一人ひとりが当事者としての意識を持っていただくための環境学習にも取り組んでいます。

伊勢湾における対策をより効果的に推進していくには、流域圏全体で対応することが重要であることから、平成24年1月開催の東海3県1市の知事市長会議において、私が提案し本県が中心となり連携して取組を進めています。

一方、プラスチックごみの削減対策としては、スーパーマーケットを中心としたレジ袋削減、マイバッグ運動を全国に先駆け平成19年度から取り組み、平成24年度からは県内全市町で実施しているところです。

今後はこれまでの取組に加えて、ワンウエープラスチックの削減など、多様な主体と連携した効果的な事業を総合的に展開するみえプラスチックスマートプロジェクトを構築し、国の動向を注視しつつプラスチックごみの発生抑制や資源循環をより一層推進してまいります。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

**○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也）** それでは、私からはプラスチックごみ対策、具体的にどのように進めていくのかということについて答弁させていただきます。

県では、これまでプラスチックごみ対策として各種リサイクル法に基づく市町での再資源化の取組の促進、全県でのレジ袋削減、マイバッグ運動の展

開など、プラスチックごみ抑制の取組を進めてきたところでございます。

しかし、海洋プラスチックごみ問題が世界レベルの課題となっている現在においては、より一層の取組が必要であり、そのためには県民、事業者の皆さんにこのことが重要な課題と御認識いただき、県と一体となって対策を進めていく、このような必要がございます。

そこで県では様々な主体の協力を得ながら、総合的な事業を展開する三重プラスチックスマートプロジェクトにより、プラスチックごみの流出実態を踏まえた効果的な対策を進めていくとともに、コンビニエンスストア等事業者と連携したワンウエープラスチックの使用削減の取組や、プラスチック代替品の開発、普及、関係者と連携した清掃活動や啓発などを推進してまいります。

また、廃プラスチック類の資源循環を推進するために排出事業者と活用する事業者のマッチングに取り組んでいきたいと考えてございます。

こうした施策により、オール三重での取組として広がっていくことを目指しておりますが、まずは県庁自らが実践する三重県庁プラスチックスマートアクションを10月1日からスタートさせ、職員によるマイバッグ・マイボトル運動、本庁舎内のコンビニエンスストアにおけるレジ袋の提供の中止、会議等におけるペットボトル飲料の提供を回避するなど、ワンウエープラスチックの削減に向けた取組を進めているところでございます。

県といたしましては、発生抑制や資源循環をより一層推進することにより、海洋プラスチックごみを含むプラスチックごみ対策に重点的に取り組んでまいります。

以上です。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

なかなか気がつかないところでプラスチックが当たり前のようになっています、すべからなくなすとというのは非常に現状の生活習慣、生活環境から厳



しい状況というのは否めない事実でございます、我が家でもいろんな話をしておるんですけども、買い物バッグが幾つあるかと、数多くあり過ぎてという感じでいろんな商品とかいただきものとか、そんなものもあるでしょうけども、それから我が会派でも相談させていただいたんです。ペットボトル、どうしようかと。今買うてあるものは仕方ないけれども、今後どうしようかなと、会派で議論を重ねて、3回も会議をして、もうペットボトルはやめておこうと。ペットボトルでのお茶というのは割と逆にスマートだったんですね、当時からすると。お茶を自動販売機で買うということは非常に近代的というんですか、ペットボトルをあけてそのお茶を水筒へ入れておるようでは、これはまたまずいのではないかと、こんなことも言いながら、じゃ、お茶どうするねということが始まるんです。お茶っ葉、やかん、急須などなど、いろんなグッズが必要ということなど、じゃ、誰がお茶をたてるね、湯を沸かすねみたいな話からするとなかなか簡単にはいかないということでございます。

しかしながら、できることからやるということで進めたいと思ってございますし、県におかれましては災害などで土のう袋ってあるじゃないですか。あれ、プラスチックの部分がございますので、最近、自然にかえる土のう袋、5年、10年ではいけない、たとえ20年、30年で自然にかえるという土のう袋もあるそうでございますし、すぐに自然にかえらなくても、中長期的に30年後、50年後に自然にかえればええやないかという、こんな考え方も入れながら総合的に考えていただければなど、このように思っているところでございます。

余りしゃべっているとまた時間がなくなりますので、私の知り合いのソニー生命に勤めている人から情報をいただきました。

(パネルを示す) 将来なりたい職業、これ、中高生が描く将来についての意識調査なんですけれども、ここの表では2017年の中学生の男子のなりたい職業、2年前はITプログラマー、ゲームクリエイター、ユーチューバーなどの動画投稿者というのがベストスリーだったんですね。これだけでも驚き

というんですか、この職業は一体何ぞやと思いながらも今年2019年の調査では2位には何とプロeスポーツプレイヤーとなっているではありませんか。もうこうなれば何が職業か、何がというのがさっぱりわからないということでございまして、公務員のランキングが6位と安定してございます。

それは関係ないんですけども、要はこういうeスポーツについて質問させていただきたいがために申し上げたところでございまして、世界の競技人口は1億人。言うまでもなくコンピューターゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称でございまして、eスポーツ、海外では賞金総額1億円を超える高額賞金大会が幾つも開催されまして、近年、日本でも若者を中心に注目を浴びております。

国会においても、会長に河村建夫衆議院議員、最高顧問に二階俊博衆議院議員、事務局長に松原仁衆議院議員などで構成されております、超党派でのオンラインゲーム・eスポーツ議員連盟が発足されています。

こうした中、今月5日、6日にいきいき茨城ゆめ国体におきまして文化プログラムの一環として、全国都道府県対抗eスポーツ選手権2019が開催されました。

そこで業界に精通した私の友人に大会会場に行ってもらいまして、現地調査をお願いしたところでございます。何と予選を含めて1万5000人もの参加があったとお聞きしたところですよ。

パネルをごらんください。

(パネルを示す) これは大会冊子の表紙でございまして、つくば国際会議場、広い会場です。

この大会でウイニングイレブン2020、グランツーリスモ、ぷよぷよeスポーツの3タイトルで競技が行われました。

詳しいことは申しませんが、次の開会式の会場の様子を見ていただければわかります。(パネルを示す) 600人もの選手に、日本eスポーツ連合の関係者、各ゲームメーカー、報道陣など延べ2000人ぐらいたったでしょうかと、こんな話でございます。大盛況でございます。さらに(パネルを示

す) 顔を映らないぐらいにぼやかしますけども、御来賓の先生方や、こんな感じで開会式の様子でございます。

サッカーゲーム、ウイニングイレブン2020の少年の部の開幕戦が何と地元  
の茨城県対三重県ということで、熱戦の末残念ながら2対3で敗れてしま  
いました。

パネルをごらんください。

(パネルを示す) これはぷよぷよです。御存じない方もおりますけれども、  
これは発売以来28年、パズルゲームの王道。同じ色を四つくっつけてぷよを  
消すというゲームでございます。一般と小学生の個人戦がございます。

次にパネル、(パネルを示す) これがグランツーリスモの対戦の様子でご  
ざいます。選手12名が参加し、各自の画面でハンドルを握っております。ま  
た、大型スクリーンでは、富士スピードウェイのコース5周によるレース全  
体の実況が映し出されております。鈴鹿サーキットのコースやったらもつと  
いいのかなと思ったんですけれども、そういうことを御紹介させていただき、  
茨城県知事から鈴木知事にもよろしくとおっしゃっているのではないかなと  
いうことでもございました。

また、来年開催されます燃ゆる感動かごしま国体でもeスポーツ団体にお  
いて文化プログラムとして開催すべく、準備を進めているとお聞きしており  
ます。

eスポーツは障がいのある方ない方、子どもからお年寄りまで楽しめる競  
技であります。また、新しい分野の産業振興などの社会経済的な面でも意義  
が大きいと考えます。

そこで、特に若者の関心の高いeスポーツと国体とを結びつけることによ  
りまして、若者の国体への関心を高める効果も期待できることから、2年後  
に開催されます三重とこわか国体・三重とこわか大会の文化プログラムにお  
いて、eスポーツ大会開催の実施について知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事(鈴木英敬) 三重とこわか国体・三重とこわか大会のPRという観点

から、eスポーツ大会を文化プログラムで開催してはどうかという点について答弁をさせていただきます。

eスポーツにつきましては、海外の大規模な国際大会などでは来場者が17万人を超え、国内においても来場者が1万人を超える規模の大会が開催されるなど、近年、国内外において幅広く流行し始めており、今後の成長分野として期待されているところです。

特に若者の間ではプレーする人だけでなく、それを観戦する観客も楽しめるエンターテインメントとして非常に人気があり、企業においては若者向けの新たなプロモーションツールとしても有望視されています。

本県においても10月5日の「子ども応援！わくわくフェスタ2019」において、県の取組として初めてeスポーツを楽しむイベントを開催し、多くの子どもたちによる熱い戦いが繰り広げられたところです。

また、国内外におけるeスポーツ人気の高まりを受けて、先ほど議員から御紹介いただきましたが、先日の茨城国体においてもeスポーツ大会が国体の文化プログラムとして開催されました。

文化プログラムは両大会の開催機運の醸成などを目的に、開催県においてスポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとした文化芸術事業などを実施するものです。

先催県においては、全国スポーツ写真展等のようにスポーツに関する事業はもちろん、文化芸術や各地で開催されている祭りなども文化プログラムに位置づけ実施されています。

現在、本県では募集要項の検討や市町、団体等が実施する事業の調査など、文化プログラム事業を募集するための準備を進めているところです。

今後は、具体的な内容を詰めた上で来年度に事業募集を行い、募集結果をもとに日本スポーツ芸術協会と協議の上、事業案を選定、立案し、来年夏までに日本スポーツ協会に申請し承認を得ることとしています。

eスポーツの開催は、三重とこわか国体・三重とこわか大会へ若者の関心を引きつけ、全国への情報発信も期待できることから、本県においてもeス

ポーツを文化プログラムの中で開催できないかという観点で、先催県の情報収集や関係団体等との意見交換も踏まえ、前向きに検討を進めてまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

eスポーツと、言葉だけでもなかなかなじめなかったんですけども、調査させていただくたびに新たな情報を得られたんです。

ある事業所へ行きますと、従業員の姿、本当に若い人たちばかりで構成されておりまして、物すごいその熱意というんですか、積極性というんですか、若者の目が輝いているというんですか、このeスポーツにかけた思いというのは非常にすばらしいものがあるかなと思うんです。

一方、ひきこもりというんですか、いろんな形で家庭で余儀なくされている方に聞くと、ゲームばかりしていてというようなこともおっしゃる、何か悪い、テレビゲームが悪いかのようなイメージを与えてしまうようなこともありますけれども、やはりもっとそれを表に出して、堂々と社会の中でeスポーツを通じて、心も体も外部で発信できるような形をつくっていくほうが、新たなeスポーツ界ができるのではないかなと。それによりますゲームメーカーとか、そういう企業とか、そして団体の協力を得ないとできないんです。一般財源で税金をかけてやるというのは、さすがに厳しい状況は当然のことなんです。

やはり業界団体やそういうような環境を整えるような、周りがしっかりと仕組みをつくる、そのためには知事が率先して県としてやるよと、声を上げていただくことが取り巻く業界や関係団体がしっかりとやっていると、このように確信をしたところでございます。

今日は答弁がスムーズだったもので時間が1分残っているという、非常にありがたいことなんです。

今日は、後半戦、横文字でしたやろう。横文字を使うと、うちの会派でも横文字ばかり使うなという人がいるんですけども、積極的に横文字シリーズでまとめたところございまして、教育長の関心も高いところござい

すけれども、ここで時間は早いですがけれども一句を申し上げながら終了したいと思います。

「ユーチューバー プロeスポーツ クリエーター」。「ユーチューバー プロeスポーツ クリエーター」。

以上でございます。ありがとうございます。以上で終了いたします。  
(拍手)

## 休 憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時24分休憩

---

午後1時30分開議

## 開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を継続いたします。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 皆さん、こんにちは。会派草莽、尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出、東豊でございます。

冒頭、台風第19号によって、特に首都圏から北の地域でお亡くなりになられた方、御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお行方不明、あるいは避難所でお過ごしの方々、本当に一日も早い日常生活を送っていただきますよう、心からお祈りを申し上げます。

そして、三重県内でも各地で道路が流されたり、そして家屋の浸水がありましたが、一日も早い日常の生活に戻れますことを心からお祈りを申し上げたいと思います。

さて、今日は10月16日ということで、特別に調べてきたわけじゃないんですが、今日は特別な日でございます。私、初めてです。64歳なんです、生

まれて初めて会派の代表質問をさせていただけるということで、会派の皆様の後押しもありまして、午前中、新政みえ、そして自由民主党県議団とお歴々の方々に続いて、代表質問をさせていただくことを心から感謝を申し上げます。

二、三分、ちょっとアイスブレイクでお話をしたいなど。草莽という会派ができたのが5月でございます。時間ないぞ、早うやれというやじもいただけるとは思うんですが、名前はいろいろ考えて、前は鷹山だったので少し時代を新しくして、明治維新かなど。そのときに、館議員が草莽崛起ということがいいんじゃないかということで、吉田松陰の言葉から取らせていただいたと。

うちの会派は多士済々でありまして、個性豊かな粒ぞろいなんですね。それはさておき、代表質問、東やれということで長田代表から言われたときに、6月のことだったと思うんですが、あれ言え、これ言え、これ取り上げろといういろんな御発言をいただいたんです。

御発言いただく中で、なかなかまとまりにくいんですね、テーマというのは。いろいろ激論を重ねた結果、今日、えりすぐりのテーマだけ、選抜のテーマですので、ぜひ執行部の皆さんに御質問したいと思いますし、ただ、時間に限りがございますので、御答弁はなるべく簡潔にお願いできればと思います。それぞれの担当部局、知事はじめ、教育長、担当部局は一生懸命御答弁をつくられたと思うんですが、なるべく要点を絞って答弁いただけるとありがたいなと思います。

では、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず、南海トラフ巨大地震が発生する可能性が高まったというときに臨時情報が出されるんです。その臨時情報が出されたときに、我々は一体どう備えればいいのか。

中央防災会議では、防災計画に盛り込んだんですが、1番目のパターンがマグニチュード8以上のとき、これは相当な揺れになるわけですが、半分割れる、つまり東海、東南海、南海、とそのとき半分割れたときに半分残った

ところに臨時情報が出される、これは非常な一大決断だと思うんですが、出すということがございます。

そして、特に津波浸水域につきましては地震発生から30分以内、30センチメートル以上浸水する地域で住民に避難を呼びかける。しかも1週間呼びかけるというふうにしています。特に、高齢者などに限っては早目に避難をしてくださいということになるわけです。

企業に対しては、不特定多数の人が利用する施設や、あるいは従業員に明らかに危険が及ぶと考えられる場合なんかも、それを避けるという必要があるという指示が出ています。

過去にも例がございまして、半分程度が滑って、その後、半分滑ったという事例、これは間隔が2年ほどあくんですが、東南海地震と、その次、南海地震、昭和19年と21年のことであります。今から30年以内に発生する確率が70%から80%へと、地震が予測される切迫感が非常に懸念されているところであります。

そんな中で、危険性が高まったときに避難する経路、十分であるか、そして避難をする滞在場所、つまり避難所ですが、十分にあるかということであります。

これは8年前に東日本大震災があったときに、本当に危機感を持って知事も初めて当選をされた、私どもも一緒のように当選をさせていただいて、3月11日、目の当たりにして、これは命を助けなければいけない、そのためには、まずは避難所、避難路確保ということではありますが、本当の意味の避難所というのが整備されているのか再度確認しなければいけないと私は思います。

臨時情報が出たということでもありますので、県内全市町に集まっていたいて、県当局では研究会が開催されたようではありますが、そのことの中身についてもお尋ねをしたいんです。

再三申し上げます。事前避難地域の設定ができているかどうか、それから事前の避難対象人員の把握はできているかどうか。その上で、指定の避難所、



今回も台風で、テレビで見ますが、ほとんど体育館の映像を見ますが、その体制が整っているかどうか。

もう一つは、市町を越えた、広域ですが、これの確保とか調整ができてい  
るのかどうか、しかも1週間程度避難しなさい、最低でもということになる  
わけで、そういうことについて質問したいんです。

あわせてですが、その費用につきましては災害救助法の適用をすると、今  
回の台風第19号も、今朝から国会答弁やっています、災害救助法の適用を  
早急にしたということでありますが、国の財政措置について発表だけされて  
いますが、具体的な手続をどうとっていらっしゃるのか、このあたりをお伺  
いしたいんです。

もう一つだけ申し上げます。

避難所の考え方ではありますが、あの体育館への避難をしている風景で、す  
ごく寒くなってきた、暖をとらないといけない、食料とか、あるいはトイレ  
とか、シャワーとか、1週間以上になる、今日で4日目ですから、それでも  
いろんな関連の災害で体を弱められる方が、ダメージを受ける方がたくさん  
いらっしゃいますが、そういう特別警報が出たときに、今回は被災をしたと  
ころで避難をしているわけですが、自分の身に起き得ることを予測していた  
市民が果たしてどれだけいたのかなと思います。

つまり、台風常襲地の紀伊半島なんかは大体備えというのは、心構えもそ  
うだし、あるわけですが、今回の地域は恐らく自分の身に起こらないだろう  
というふうな思いがあったのではないかと私は思っています。気象庁は、命  
を守る行動を、と何回も呼びかけました。しかし、逃げ遅れないよう市民が  
我が事という意識を持ってもらうことが大事だ。

また、ここから申し上げたいのが、最低限快適に過ごせる避難所の整備が  
急務だと考えるんです。避難所の整備についてはいろいろ御意見とか、いろ  
んな提案があろうかと思いますが、避難所の質を高める必要があると思いま  
す。

そのためには、スフィア基準という世界基準があろうかと思っています。トイ

レの数、男性用1に対して女性用が3とか、あるいは水1日15リットルとか、あるいは快適に過ごせる環境の避難所が必要だ。私は国際基準に照らし合わせて、あそこで1週間はなかなか難しいのじゃないかなと思います。

以上、御答弁願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 南海トラフ巨大地震に関する臨時情報が発表された場合の事前避難などについて御質問いただきました諸点について答弁いたします。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画が今年5月に変更され、最初の地震が発生した後、後発地震に関する詳しい情報が発表され、県、市町においては新たな災害対策を実施することとなりました。それが、例えば後発地震に伴い発生する津波から避難が間に合わないと考えられる地域では、1週間の事前避難が必要だということです。

このように、後発地震に関する情報が事前に発表されるため、県民の皆様は親戚宅への避難や自主避難など、より安全な防災行動を選択できることとなります。

一方で、市町においては、あらかじめ事前避難が必要となる地域や避難対策を定めておく必要があることなどから、先ほど議員からも御紹介いただきましたとおり、今年5月、7月、9月に防災施策に関する研究会を開催し、県内全市町と事前避難等に向けた課題、ニーズ、その対応策等について検討を進めています。

市町からは、避難が必要となる地域の設定や避難の呼びかけをどうするか、事前に避難する住民を受け入れる避難所が不足するのではないかなどの課題が上がっています。

このため、市町のニーズに対して一体的に支援が行えるよう、私が議長を務める庁内の防災対策会議において、避難所の確保や市町域を越えた広域避難の調整などに関して、各部局が協力して対策を進めるよう指示したところであります。

特に、広域避難の実施に当たっては、必要な避難者数の把握や避難者を受け入れる施設の把握、移動方法の決定等が必要となり、現在、市町と検討を進めています。今後、県全体の避難者数や避難所の把握、広域避難に係る調整と計画作成を実施していく予定です。

また、臨時情報が発表された場合の避難所の運営費用は、基本的に災害救助法の対象となります。ただ、先ほどもありましたとおり、避難所での避難生活が1週間に及ぶことから、体育館等の避難場所ではエアコンやシャワーの設置など短期間の避難生活よりも質の高い環境整備を求められることも想定され、これらについては災害救助法の対象外となる場合があります。

このため、避難所運営に関する市町のニーズや課題を確認し、県の地域減災力強化推進補助金や国の緊急防災・減災事業債の活用の周知を行うとともに、この秋の国への提言活動で関係省庁に対して必要となる支援の強化を働きかけていきます。

先ほどのスフィア基準につきましても、人道的な観点から、例えば地震の多いイタリアなどでは、避難所の避難のためのテントみたいなものは、トイレとかシャワーも完備している大変すばらしい環境のものでありますので、そういうのを民間の技術を使って産業として育てるとということも一つの手だと思えますし、そういう議論も知事会や三重県のいろんな経営戦略会議とかでも出ていますので、そういう視点も持ちながらいろいろ進めていきたいと思えます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。スフィア基準というのは非常に大事だと思います。国際基準にも照らし合わせてぜひ取り組んでいただけるように。それから、災害救助法の規定外というのは、ぜひ規定に入れていただくように、南海トラフ地震、津波が及ぼす影響の部分については積極的に要望していただきたいと私は思います。

そして、2番目、次の項目になるわけですが、今回の台風第19号では、台風の影響による首都圏の在来線や新幹線、山手線でも事前に計画運休がされ

ているところです。

事前に公表されるので非常に混乱もなく、スムーズにいったというところがある、もちろん台風と地震では全然備え方が違うと思います。そこで質問なのですが、南海トラフ地震臨時情報が出されて危険な状態になったときに、社会活動をとめるための情報ではない、これは確認されていますが、社会が過剰に反応する場合があります。いざやってくるんだということになると、例えば混乱を生じる、食料品や生活必需品が買いだめされたり、店頭から消えたり、市民が外出を控えたり、商店の営業を自粛したりなどして、特に経済活動の萎縮が心配されます。ここをどうするのか。

そして、公共交通機関の計画運休などをどう考えるのか。民間事業者ですが、その辺の協議についても自治体や企業がとるべき対応策について、課題、問題点、壁とかをぜひ検討いただきたいと思っていますが、今の検討状況をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 公共交通機関などの経済活動について臨時情報が発表された場合、関係機関がどう対応するか、その検討状況について答弁をいたします。

津波被害が想定される企業等は、それぞれの実情に合わせて事業活動の継続、中止の判断、従業員の安全確保、スーパーマーケット等であれば利用者の避難体制の確立などの対策が必要となります。

また、30分以内に津波の到達が想定される沿岸部では、海上交通はもとより、バスや鉄道などの公共交通機関の事業者は、津波による危険性の回避措置を実施することが必要となります。

災害に備えた計画運休については、先日も台風第19号の接近に合わせて、利用者の被災を防ぐために鉄道事業者などが計画運休を行いました。

こうしたことから、臨時情報が発表された際には、公共交通機関の事業者にあっては運休措置の検討も必要ですが、一方で、電車やバス等を利用して知人宅や市町を越えて避難所に避難される方も出てくることから、地域の実

情に合わせた対策が必要となってきます。

具体的には、後発地震が発生した際、直ちに乗客の避難が可能となる地域では警戒レベルを高めつつ運行を継続したり、早期の浸水が想定されるエリアでは運休や間引き運転などの検討も必要になると考えています。

ライフラインやインフラは県民生活に直結するものであり、これらを支える事業者にあっては特に地震への対策が重要ですが、現状は、臨時情報の発表に備えて、これから具体的に対策を検討する事業者が多いと聞いています。

今後、こうした事業者の方々と三重県ライフライン企業等連絡会議を通じまして、臨時情報への対応や課題の共有、必要となる支援の検討などを行い、南海トラフ地震臨時情報発表時に混乱なく対応できるよう対策を進めてまいりたいと考えています。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。今検討中ということなのですが、できるだけ速やかに、危機意識も含めて我が事として検討していきたい、それから、市民、県民が慌てることなく沈着冷静に判断ができる状態をぜひつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、1の項目が予定どおり終わりました。2の項目に移ります。

少子化対策についてお尋ねしたいと思います。

県では、子どもスマイルプランに従い、少子化対策に取り組んできたところですが、知事御自身も育児休暇を取得するなど、全国に先駆けて産み育てやすい環境の整備に積極的に取り組み、昨年のデータですが、出生率1.54人と伸び幅で全国一位なんだそうですね。おめでとうございます。子どもを産み育てやすい環境を通して未来をつくる三重県の取組について質問したいと思います。細かく質問してまいります。

この10月から幼児教育と保育の無償化が始まりました。深刻な少子化に直面し、子どもを産み育てやすい環境整備に大きく前進するのではないかと期待をするところです。

しかし、無償化は歓迎しつつも、一方で、保育士の担い手不足や待機児童

の解消、幼児教育・保育の質の向上のための配置基準の見直し、また、障がい児教育・保育の充実といった課題を優先してほしいとの声が多くあります。

無償化に反応して親の労働供給がどの程度増えるかは予測しにくいところですが、保育費用を負担してまで働くメリットはないと考えていた家庭が多かったとすれば、保育所利用に対する需要が増える可能性が高くなると考えられます。

三重県では、これまでも毎年4月現在では100人程度の待機児童がありました。10月になると低年齢児中心に400人の待機児童が発生しています。まずは、その待機児童解消に向けた取組をお聞かせいただきたい。あわせて、当然小学校に上がりますと放課後児童クラブということになるわけですが、この待機児童解消への取組についても伺います。

ちなみにですが、東京23区も非常に待機児童が多うございまして、対応策を見てみますと、いろんな補助制度とかを活用しまして保育士の確保をしています。

でも、東京23区外から吸い込まれるような形にあるので、またそこはそこで保育士の確保が難しいという状況もあるようですが、いろんな保育補助、雇い上げ支援とか、あるいは家賃の補助であるとか、あるいは給与の補助であるとか、びっくりするぐらいの額を上乗せして確保しているという状況です。それが一つ目。

二つ目、続いて行きます。

先ほど申し上げたように知事の育休もあります、男性の育児参加の取組と育児休業の促進策について伺いたいです。

先日発表された厚生労働省の人口動態統計、速報ですが、1月から7月までの出生数は対前年同期比5.9%減で51万8590人となっているんです。このまま推移すると、年間90万人を割り込む可能性があると言われてるんです。

いわゆる社人研、国立社会保障・人口問題研究所が2年前にまとめた推計では、90万人割れは2021年の予測だったので、推計よりも2年早く出生数低下を迎えるということになるわけです。

若い女性が出産しやすい環境づくりの課題が、中でも、夫による子育て参加を認める企業文化の定着など、あらゆる少子化対策を講じなければならぬと考えています。

そこで、男性の育児参加の取組と育児休業取得促進策について、県の取組をお尋ねいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（大橋範秀）** 少子化対策のうち保育所及び放課後児童クラブの待機児童対策並びに男性の育児参加の取組についてお答えいたします。

本年4月1日現在における保育所等の待機児童数は109人となり、前年度より29人増加いたしました。

このような中、10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしています。今のところ、無償化により申し込み人数に大きな影響が見られるとの情報はありませんが、今後、これまで潜在的にあった多様な保育ニーズが顕在化することが想定されます。

県内における待機児童については、その多くを保育士の配置基準が高いゼロ歳から2歳の低年齢児が占めており、保育士確保が喫緊の課題となっております。

このため、県では、施設整備などハード面への支援だけでなく、保育士等の負担軽減のため、清掃などの業務に地域の多様な人材を保育支援者として活用するなど、働きやすい職場づくりにつながる取組を実施することで保育士等の離職防止を図っています。

また、保育士・保育所支援センターに県内保育所への就職を希望する保育士を対象とした登録制度、いわゆる人材バンク的な仕組みを設け、県内全域を対象とした情報提供や就労あっせん、また、保育士の修学資金の貸付事業も行っております。

あわせて、保育士等の資質向上を図るため、キャリアアップ研修、専門講座などの取組を推進し、量と質の両面から幼児教育・保育の充実を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブについては、本年5月1日現在における待機児童数は55人となり、昨年から19人減少しました。

しかしながら、今後、無償化によるさらなる保育ニーズの増加が見込まれる中、保育所等の利用者の増加は小学校へ入学後に放課後児童クラブの利用を希望する人数の増加につながることから、引き続き、受け皿確保の取組が必要であると考えています。

そのため、施設整備への支援とともに、放課後児童支援員を養成する必要があり、県としては支援員の認定研修を計画的に進めております。また、キャリアアップによる資質向上研修についても、今年度から実施しております。

今後とも、無償化による影響などを考慮しつつ、保育所等の施設整備への支援や保育士等の人材確保などにより待機児童の解消を図るとともに、職員の資質向上にも取り組み、切れ目のない子育て家庭への支援を推進してまいります。

続きまして、男性の育児参画の取組についてお答え申し上げます。

国の調査では、夫の家事、育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高い結果がでています。また、直近の県民意識調査でも、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由として、パートナーの家事、育児への協力が得られないからを選ぶ女性の割合が高くなっています。

このことから、希望出生率の実現に向け、男性の育児参画の推進が重要と考え、県では平成26年度より、みえの育児男子プロジェクトとして男性の子育てエピソードを募るファザー・オブ・ザ・イヤーズ・インみえなどの取組を実施して機運醸成に取り組んでおります。

こうした中、若い世代の男性を中心に育児休業の取得に対する関心は高まっていますが、平成29年度に県が実施した県内事業所を対象とした調査では、約5割の事業所が育児や介護等の休暇を利用しやすい風土と感じていないと回答しており、制度は整いつつあるものの、取得しやすい風土がないことが課題となっております。



このため、企業において男性の育児参画等を経営者や上司の立場で応援するイクボスの存在が重要と考え、県内企業、団体に構成する、みえのイクボス同盟を設立し、その普及拡大に取り組んできたところでございます。

また、企業内での取組を地域全体に広げるため、本年度はワークショップなどで学び合う場づくりを進めております。

今年度に改定を行う子どもスマイルプランにおいても、引き続き男性の育児参画の推進を重点的な取組として、企業、団体、市町とともに進めてまいります。

以上でございます。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。積極的に取り組んでいるという御報告をいただいておりますが、引き続きより積極的に、さらに声をかけていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、2の少子化対策の3番目と4番目を続いて質問をさせていただきます。産後ケア事業の利用促進についてであります。

直近の県民意識調査の結果から引っ張ってきました理想の子ども数は、今もちょっと出ましたが、2人の割合が48.6%、次いで3人が38.6%と平均で2.4人となっているんです。

つまり、多くの県民が2人以上の子どもを持つことを理想と考えている中、出産直後、もう一人産みたいと言われるお母さんがいるんですね。それを私、目の当たりにしてこの質問を考えるのに何カ所か助産所、助産院を訪問させていただいたんですが、生の声でそれは聞かせていただきました。もう一人産みたい、その瞬時に思われるそうです。そのような、思ってもらえるような産前産後を過ごしてもらえる環境づくりが絶対必要だと私は思います。

出産直後は両親と新生児の大事な出会いの場ですが、母親は出産後のホルモンの劇的な低下により、疲労と精神的に不安定な状態にあると言われております。

一方で、この時期は、子どもにとっては愛着を形成する上で最も大事な時

期で、この親子関係の質が個人の長期的な社会的、心理的健康を本質的に決定づけるものになるとも言われているんです。

つまり、この大事な時期は母親となった女性の心身を癒し、親子の愛着形成、親としての自立を促し、社会復帰への援助や子育て不安への解消や孤立化を防ぐことが大切だと言われているんです。産後ケアは新しい命とそれを包み込む家族にとって一番初めの、そして最も重要で効果ある支援と言えるんです。

そこで質問です。

産前産後ケアについてであります。実は私、4年前に三重で里帰り出産した孫を初めて沐浴したときから、育爺ということで登場しましたが、そこからこの課題について深く認識を覚えたんですが、2年ほど前から県も国の制度にのっかって整えられてきたといういきさつがございます。

県当局の御努力もあり、県内の29市町中22市町で、制度としてこの産後ケア事業の実施が整ってきました。しかし、昨年度の利用実績を調べてみますと、少しびっくりしたんです。11の市町が実績なしということなんです。利用実績のある5市町、たった5市町なんです。宿泊型利用の利用実績はわずか15人なんです。

さらに、各市町の事業内容にも違いがあり、厚生労働者の示すガイドラインではその対象時期を出産後から4カ月ごろまでとしているんですが、7市町では利用可能な時期を、1カ月未満と規定していたり、また、ある町のホームページを確認したら、事業そのものが掲載されていないという実態でございました。

つまり、ちょっと言葉が悪いようですが、やっているようで何もやっていない、県民の目から見るとよくわからない事業がこの事業になるんだと。

(パネルを示す) これですね、市の名前は隠してあります。何とか市の産後ケア事業のお知らせということ。これ、市民用に送られたものですが、ここに利用月が1カ月とございます。

もちろんこれは市町が判断する母子保健事業ですので、市町が判断をする

ものです。ですので、言えない部分もちろんありますし、自主性に任せるというのがありますが、心のこもった、エビデンスのある、科学的な調査の上に立ってこの4カ月というのが出されているわけで、それを1カ月とするのはやや疑問が生じます。

心のこもった、親身に寄り添った「我が事・丸ごと」というのが今言葉にあります。地域福祉の理念に沿って利用の規定のハードルを下げてください、希望者の利用しやすい制度へと促すべきだと考えます。県としての課題認識と対策について伺います。

続けて、映写資料、（パネルを示す）これ、産前産後ケアセンターにおける母子支援の実態と課題というのを、山梨県の健康科学大学産前産後ケアセンターが開設されて、調査には行かなかったんですが電話調査をさせていただきました。

3年前につくったんです。国立民営ですが、県からの委託事業として市町と連携をとり、24時間365日ケア事業を受け付けているんです。開設20カ月の統計結果がこれです。抄録として報告されています。

利用者の全体の満足度は非常に高いんですね。スタッフの優しさや気遣いなど、つまり病院とは違いますのでハードルが低いわけです。相談しやすい、夜中に熱が出たけどどうしたらいい、先生、看護師とか助産師に聞きやすいですね。そのハードルを下げるということが孤立、不安から解消される、子育てブルーにはならない、これが次の子どもを産んでもいいよねという感じになるんだという話でした。

少子化は社会経済の根幹を揺るがしかねない、まさに国難ともいえる状況にあると言われていています。これは内閣府が言っているんです。国難、静かに訪れる国難という言い方をしていますが、放置すれば社会からの子育ての視点というのが失われ、子どもを産み、子どもを育てることに様々な負担や障壁が生じ、それがさらなる悪循環を招きます。これも政府の言葉をおかりしました。従来の発想にとらわれず、大胆かつ効果的な取組が必要だ、これは安倍総理がよく使われている言葉です。必要だと考えます。

これまで妊産婦に寄り添う産前産後ケア機能というのは、実は、助産院とか助産所が十分に果たしてきたんですが、もう三重県では6カ所ぐらいしかなくなりました。助産院、助産所ではなくても産科で、あるいは行政の窓口の出先で保健センターとかでそれにかわる機能をぜひ充実させていただきたいと思います。

切れ目のない妊産婦ケア、乳幼児ケア、育児相談について、県としての取組をお伺いいたします。

続いて参ります。

4番目ですね。未就学の発達障がい児への身近な地域で療育を行っている児童発達支援事業所の運営状況と質的向上についてお聞きしたいと思います。

平成24年に改正されました児童福祉法が、いろいろがらごとく変わったんですが、その児童福祉法によって規定された身近な場所で発達支援が受けられる児童発達支援事業所、これ、未就学児が対象ですが、県内でも急速に増えています。

7年前と比べて5倍になり、数字がちゃんと当たっているかどうかわかりませんが、現在では102事業所まで増えてきました。特に津市内が多いですけども、利用者も3倍近くになっています。

一方で、保育現場、児童発達支援管理責任者と指導員というのがいらっしやるので、保育現場などでの経験が余りない指導員も多く、事業所での活動そのもの、活動を通しての適切な指導などを行うためのスキルや指導ツールの提供といった対策が必要な事業所もあると思います。

(パネルを示す) この表ですね。事業所の数、放課後等デイサービスの数も書いてありました。障害福祉サービス事業費の推移を見ていただいても、グラフ上は余り上がっていないように思うんですけど、数字を読み込んでいただくと、いかに多くなっているか。平成24年度は、下の欄ですね、5億2700万円だったのが49億4400万円になっています。このぐらい福祉サービスの事業費というのは増えてきた。もちろん対象児が多くなったということがございますので、そうなります。

私は、ここで質問をしているのは質をどう上げるのかということでございます。

さらに、ここからがもう一つの視点なんです、個別指導計画というのをつくるんです。そのつくる人というのは児童発達支援管理責任者、児発管とさっき申し上げましたが、その数が非常に不足しているのも実態だし、なりたい、その資格を取りたいという人もたくさんいらっしゃる。県が開催をする講習会では、希望者が定員を上回って受講できない状況や、年に1回の開催であるために、採用時期によっては翌年の講習会まで受講できない状況なんです。早急に受講定員や回数を増やし、開催時期の見直しなどの対応が必要だと考えます。

さらに、質の高い療育を求めようとしている施設もあるんです。機能訓練の担当や言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などを、毎日ではないにしても配置をして、質の高い児童発達支援事業所もあるんです。

しかし、これらの事業所は、反面、運営が大変厳しいという状況に置かれています。質を求めれば求めるほど厳しい運営を強いられる、これは当然だと思うんですが、です、で、どんどん運営のことを考えると質が落ちてしまう、専門家を入れなくなってしま、アドバイスを受けられなくなってしま、そういう実態がございます。

私は個人的にですが県議会議員という名刺を持って厚生労働省に行っていました。利用単価表というのがあるんですが、これをぜひ見直しのところで実態を把握してくださいというお願いもしてまいりました。質を求めれば求めるだけ苦しくなるという実態があるということでございます。

早期発見、早期療育が重要なんです。本当に早いうちにぜひ質の高い療育を受けさせてほしい、そういう環境であってほしいと思っています。県としての課題認識と対策についてお伺いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） それでは、産後ケア事業の利用促進及び児童発達支援事業所についてお答え申し上げます。

産後ケア事業は、産後の体調に不安がある、核家族で育児の支援者がいない、育児不安が強い等、休養やケアが必要な産婦に対し産科医療機関や助産所等における宿泊や助産師等による訪問などにより、心身のケアや育児支援を行うものです。県内の実施市町は年々増加し、本年度中に27市町となる予定です。

また、産後鬱や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後間もない時期の支援を充実させる必要性が認識され、平成29年度から産後鬱のスクリーニング検査を含めた産後2週間及び1カ月の産婦健康診査事業がスタートし、現在19市町で実施されています。

産後ケア事業は、制度上、産後の不安が強いなど、より手厚い支援が必要な産婦を対象としているため利用者は限定されており、平成30年度の利用実績は11市町の延べ257人であり、そのうち宿泊型は延べ46人でした。

この利用条件については、議員御指摘のとおり、国の研究班がまとめたガイドラインがございますが、一方で、対応可能な産科医療機関や助産所は地域差が大きいことから、地域の実情に応じた運用となっております。

県としましては、市町や医療関係者と協力して産後ケア事業の拡充に努めるとともに、妊婦届け時のアンケートや産婦健診を通じて支援が必要な産婦を早期に把握し、必要なサービスにつなげていきたいと考えております。

そのためには、まずはこの事業の周知が重要であります。妊産婦が利用できる母子保健や子育て支援サービスの周知についてはほとんどの市町が母子保健手帳の交付時に案内していますが、県でも母子保健担当者会議や研修会など様々な機会を通じて、妊産婦への情報提供の充実を働きかけていきます。

現在、市町において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置が進んでいます。センターの活動をより充実させていくためには、地域資源の充実、各ケア事業の充実とともに、このセンターの運営を担う人材の養成が課題であると考えており、そのため、県では、妊産婦への相談支援で中心的な役割を担う市町の保健師等を対象とした母子保健コーディネーター等の育成を計画的に進めることとしており

ます。

今後とも、妊産婦に寄り添う産前産後ケアの充実に、県といたしましてもその役割を果たしてまいりたいと思っております。

続きまして、児童発達支援事業所についてお答えいたします。

児童発達支援事業所は、就学前の障がい児に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行う福祉サービスであり、令和元年10月1日現在で県内111カ所あり、本年6月時点で約1300名の障がい児が利用しています。

児童発達支援事業は、発達課題に応じた個別対応や少人数のグループ支援を実施するため、手厚い職員体制を確保する必要がありますが、県内の児童発達支援事業所は定員が10人以下と小規模な事業者が多く、また、人的資源の課題等からほとんどの事業所が放課後等デイサービスや生活介護などのサービスをあわせて実施している状況です。

県としましては、各障害福祉サービス事業所の経営安定化とニーズに対応できる人材の安定的確保ができるよう、人員配置基準や報酬額について改善を図るように国に働きかけているところです。

また、近年の事業所の増加により、子どもと家族のニーズに合わせてサービスが選択できることや早期の支援が受けられるようになった一方で、事業所に求められる指導プログラムや指導内容は様々であることに加え、専門的知識を要する人材の確保が難しいなど、現場の支援が課題となっております。

このため県では、地域の自立支援協議会において職員の資質向上の自発的な取組を情報提供や助言、講師の派遣等で側面的に支援し、障がい児発達支援のための資質向上と体制整備に取り組んでいるところです。

事業実施の配置要件となっている児童発達支援管理責任者の資格を取得するためには、国が規定する実施要件と県が実施する研修の受講が必要です。最近を受講定員を上回る応募者がおり、全ての人は受講できないという実情があります。

今後、より多くの方が受講できるよう、次年度に向けては研修の開催日数、

また、より多い場所で受講機会を増やすなどの検討を行ってまいります。

以上でございます。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） 御答弁いただきましたが、限定的だとか、規定がある、あるいは行政の窓口、助産師、保健師がいるとか、それでは届かないんですよ、恐らく。こんにちは赤ちゃん訪問でもそうなんです。来てもらったら困るといふ人もいらっしゃるわけで、何げなく相談できる、しかも365日24時間。電話できないですよ、行政の人たちには。命というものをどこで大事にするかって夜中ですよ、夜中に熱が出るんです。そのときにさっと病院じゃないところで素直に聞ける人、それが実家機能が少ない中で誰に相談するんですかって話なんです。

産後ケアについては、ハードルはどうかじゃないんです。やっぱり命がその場にあるから、その人たちは使いたい。去年でしたか、私、一般質問で申し上げたんです。産前と、それから産後2年間の間で、母子の死因の最も多いのが自殺なんですよ。これは悩んで悩んで悩み尽くした選択の一つだと、私、思うんですね。

制度であって実際がない、私はすごくいい事業だと思うんですけども、何か工夫して、なおもう一步ハードルを下げるとか、もう一步寄り添う形で取り組んでいただきたいと思います。

それから、児発管の研修会ですが、これもいろんなハードルがあろうかと思いますが、ぜひ間口を広げて、定員も増やして、回数を増やしていただきたい。予算がないというもんじゃないですよ、これは。ぜひ人材育成は県の仕事ですので、やっていただきたいと思います。

時間のかげんもあるので、次に進ませてまいります。

人材育成について、大きいテーマでございます。幅広にはなりますが、それぞれに御答弁をいただきたいと思います。教育委員会ですね、これは。

地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業、（パネルを示す）これですね、お手元に資料がありますが、これは、実は余り深く質問をするつもりが



なく取り上げさせてもらったんです。この事業に新たに組み込んでいくということですばらしいことだ、評価したいと思うんです。

ただ、ここで、地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業で、それぞれの学校が選ばれてコーディネーターが配置されるということになるわけですが、私はやっぱり一番大事なものは県立の高校と地元の自治体といかに風通しよくスクラムを組んで一緒にやるという構えができるかどうか、つまり市町の中学校とか小学校だと基礎自治体とはうまく連携いくと思います。

ただ、県教委と県立高校との間ですので、地元自治体と風通しがあんまりよくないかもしれない。その努力が、ぜひこのコーディネーター役も含めて取り組んでいただきたいと思うんです。そのことを申し上げたいがために質問の一つにさせていただきました。

新たな時代に向けた新たな力を備えた生徒になっていただかなきゃいけない、自ら考える必要性があるわけですから、ぜひ取り組んでいただきたい。生きる力が備わってほしいと思うんです。触れ合いの体験とか感じたことを自分自身で、だから、上から指導するのではなくて、沸き上がってくるのを拾い出すという姿勢が必要だと思います。

2番目、グローバル人材の育成についてであります。

これも少し時間をとって話をしなきゃいけないと思うのではしよりますが、留学生のデータがここにあります。（パネルを示す）まずは留学生の受け入れデータですね。いかに少なくなってきたか。

それから2枚目が、（パネルを示す）これは留学した人数です。いろんな社会的要因があるかと思いますが、外に出たいという気持ちが以前と比べて非常に低くなってきたんじゃないかと思うんです。

それを何らかの形で背中を押してあげる、グローバル人材の育成というのは、外国人を受け入れる、それでコミュニケーションをとるというのも一つ、それから、本人が一人で海外に行く、しかも1年間行く、爆発的に自己肯定感とか、自分の国のこととか、相手の国のことを言わなきゃいけないわけですから、そこだけですごく伸びていくと私は思っています。

グローバル人材の育成の一つの大きなポイントは、私は海外渡航経験と、それから国内の調査力、つまり聞き取る力だと思います。

ぜひそれに向けた取組を、教育委員会としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして3番目、異才教育についてお伺いしたいんです。

ギフテッドというんですが、先日、ノーベル化学賞にリチウムイオン電池の開発の吉野さん、旭化成ですが、この中にも聞いた人がいらっしゃるかと思いますが、吉野さんの談話でこんなことがありました。

小学校4年生のときに、新任の先生が「ロウソクの科学」という1冊の本を勧めてくれたという話ですね。以来、好きこそもの上手なれではないのですが、子どもが関心を持つとどんどん得意になって、身の回りの素材で実験に熱が入ったと吉野さんはおっしゃっていました。

そこで質問なんです。

特定分野の特異な才能を持つ生徒に対して、特別な配慮や支援のあり方についての実際をお尋ねしたいんです。

ちょっとおやっと思ふパネルを用意したんです。(パネルを示す)これ、通級指導と、それから特別支援学級の人数の姿なんです。これは、日本では異才、ギフテッドの範疇は、つまり発達支援のくくりの中で、みんなと一緒にできないよね、だから特別にそのくくりの中でやってくださいよというような仕組みしかないようでございます。例えばアメリカなんかでは、よく紹介されているのが飛び級制度であったり、そしてその才能を伸ばす仕組みや体制が整っている。

県の教育委員会にお尋ねするのは、そういう子どもたちをどうやって導いていくのか、引き上げていけるのかどうか、引き上げられないよという今の状況だと思うんですが、そういった子どもがいた場合はどうするのかという課題と、それから対策。

これね、文部科学省も東京大学とか研究はやっていらっしゃるんです。このギフテッド教育、つまり天才教育という部分があるかと思いますが、特

別な才能を持った子どもを伸ばしていく体制づくりについてお伺いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 3点御質問いただきました。まず、地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業の取組状況の件でございます。御質問いただいた地元の取組との連携というお話でございます。

この事業においては、こうした高校生が地域で実践的に学ぶ取組を進めるために、地元市町や地域の方々にも当事者としてかかわっていただきたいと、そういうことが不可欠であると考えておりまして、学校と地域をつなぐコーディネーターをそのために配置して、学校、地元市町、地域の産業界が一緒になって地域の子どもの育てる環境づくりを進めております。

市町によっては、地域おこし協力隊の隊員を高校に配置したり、それから、市町の職員が毎週の地域学習の時間に高校に出向いて学習活動を支援したりというように積極的に取り組まれている市町もあります。

こういったコーディネーターの活動を通じてそういった事例を積極的に広げていきたいし、皆で取り組んでいきたいと考えております。

2点目のグローバル人材の留学に関する件のところでございます。

県教育委員会では、個人留学の留学費支援とか、短期海外研修旅行とか、職業系の専門高校生の海外インターンシップとかはやってまいりました。

ただ、長期の留学者が非常に少ないということもございましたので、今後については留学フェアを引き続き開催するとともに、国の事業で「トビタテ！留学JAPAN」という長期留学の事業がございますので、その活用を呼びかけたりしたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、平成28年度の伊勢志摩サミットで子どもたちが、ジュニアサミットなど関連する行事に多く参加して、三重の高校生も自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかということを強く意識し、海外に目を向けるきっかけとなったということもございますので、そういう子どもたちの取組についても、今の高校生の海外に行きたいという気持ちを誘

うことになると思いますので、そういったことについても発信していきたいと考えております。

それから、ギフト教育のことにつきましては、国においても、現在、新時代に対応した教育のあり方ということで検討事項の一つとして挙げられておりますが、三重県においては、まだ実態を把握するに至っておりません。

非常に大まかな言い方ですけども、次期の教育ビジョンにおいては、誰もが自分らしく参加、活躍できるダイバーシティ社会を実現し、豊かな未来をつくっていく力を育てていくこととか、それから、夢や希望を実現していくように、子どもたちが安心して学びに向かうように取り組んでいくというようなことで大きな話ではありますが、そういった教育を目指していきたいと考えております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） いずれにしても、取組、一生懸命やっていただきたいと思えます。

大変申しわけないんですが、通告をしましたが、時間が5分遅れていまして、三重県とスペイン・バスク州との道の世界遺産交流のあり方については割愛させていただきます。申しわけございません。

次に進みます。

5番目の在住外国人活躍のためのワンストップ相談事業についてをお尋ねします。

これ、今、特別委員会でも議論をされているところですが、（パネルを示す）これですね、いろんな要素、社会的な要因が変わってきて、10年前とはさま変わりしてきました。

そんな中で、MIEF、三重県国際交流財団が行っているMieCo、みえ外国人相談サポートセンターという事業については本当に必要不可欠な事業だと思います。端的に申し上げますが、いわゆる予算の獲得でございますが、次の映写資料ですね。（パネルを示す）これ、受け入れ事業の表でございますが、三重県は頑張っているんですが、予算的な確保につきましては、

在住外国人の数に比べてほとんど最下位にあるんだと思います。

お金があればいいものではないと思います。もちろんダイバーシティとして、知事御就任以来、共生社会ということで目指してこられた。でも、やっぱり予算がないとできないことはたくさんございます。一生懸命獲得していただいて、2分の1事業なんですけど、地方交付税でも算入されてまいりますので、ぜひ予算をつけていただいて、人材コーディネーターの確保、相談員の確保、充実をしていただきたい。

実績も、時間の都合でお聞きしませんが、このことについてはぜひ取り組んでいただきたい。もちろん特別委員会の結論が出たら提言も申し上げるかと思いますが、この事業は国の責任として立ち上げていますので、ぜひ受け皿として三重県の独自性をより明確にして、独自性というのはその特殊ですね、多様化であり、そしていろんな業種もある中で、ボランティアの人たちの団体の力もかりて、生活者としての在住外国人の支援強化が必要だと思っていますので、ぜひ力を、予算の獲得をお願いしたいと思います。

これについて御答弁を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

**○環境生活部長（井戸畑真之）** それでは、みえ外国人相談サポートセンター、Mi e Coの拡充につきまして、その考え方を述べたいと思います。

このMi e Coにつきましては、本年8月1日に三重県国際交流財団の中に設けておりまして、件数につきましても、昨年まで財団自主事業でやっておったんですけれども、そのときの倍以上の件数が寄せられておりまして、また内容につきましても、医療福祉や住まい、教育、就労、在留資格等、幅広い分野で利用されておるところでございます。

これまででは財団が5言語で対応しておったんですけれども、新たに相談員を配置しておりますし、また、専門家による相談対応が必要ということで、名古屋出入国在留管理局の職員、あるいは行政書士会の協力を得て、専門的な対応をしていこうと考えております。

今後のことでございますけれども、まだまだ始まって2カ月しかたってお

りませんし、もともとの目的でありました特定技能に関する相談が今は全くないというような状況でございます。

そういうことで、寄せられる相談内容とか、あるいは外国人住民、あるいはその支援団体等の皆さんから聞き取りして、しっかりニーズを把握して、また市町の動向を見きわめながら、どのような機能が必要かということを検討してまいりたいと考えております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。特定技能の相談がないというよりも、ちゃんと機能して、多分日本語教室もそうなんです、やればやるだけ仕事が出てくると思いますので、ぜひ予算化をしていただいて、細かいことは申し上げませんが、この場はそういうことでしっかり予算の獲得、事業を増やしていただきたいと発言をさせていただきます。

続きます、あとちょうど10分です。Society 5.0への取組についてでお尋ねをします。

これも私がくどくど申し上げることではありません。第4次産業革命、Society 5.0、新たな時代、空の移動空間、空飛ぶクルマの活用とか、交通、観光、防災、生活の地域課題への取組があらゆる面で生き生きとした暮らしができる社会の実現ができる、ちょっと希望があるんですね、特に離島や過疎地などの交通不便地、自家用車を持たない人や公共交通機関のない地域に住む人、自由に移動できる交通手段、あるいは玄関まで商品が届く、これ、テレビのコマーシャルにもあるんですが、そんな時代がやってくる、目の前にやってくるんだと思います。

令和2年度の三重県経営方針案でも書いていただきますが、空飛ぶクルマの活用とか、移動革命とか書いてございます。交通、観光、防災、生活、地域課題解決に向けて民間事業者による事業化を見据えた実証実験の誘致にどう取り組んでいくのかをお示しいただきたい。

（パネルを示す）これ、パネルは用意しましたけれども、ちょっと時間もないのでそれぞれごらんをいただきたいと思います。観光とか災害とか書いて

てありますが、そんなことを御答弁いただきたいと思いますが、なるべく時間がないのでコンパクトにお願いします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 空飛ぶクルマについて、実証実験の誘致にどう取り組んでいくかということに対しまして答弁申し上げます。

空飛ぶクルマにつきましては、国と民間事業者が中心となって、現在、取組が進められております。2023年には事業スタート、2030年代には、実用化拡大に向けてロードマップが策定されているところでございます。

そのため、本県では、民間事業者による事業化を見据えた実証実験の誘致や関係自治体との連携強化に取り組んでいるところでございます。

まず、大手通信販売事業者と連携いたしまして、離島への配送実証など物流面での実証実験に向けた準備を進めているところでございます。

また、志摩市と民間事業者等による、志摩市を発着地としました最長175キロメートルの長距離物流実証実験の実施に向けて、三重県としても志摩市と連携して広域的な調整など側面支援を行っているところでございます。

さらに、8月2日に国が開催いたしました、地方公共団体による空の移動革命に向けた構想発表会における知事からのプレゼンテーションを契機といたしまして、国内外の機体製造者やサービス事業者から三重県へ大きな期待が寄せられており、引き続き実証実験の誘致等を強力に進めていきたいと考えております。また、福島県との連携も進めてまいります。

こういった取組を通じまして、過疎地域や離島地域などの交通不便地における物の輸送、農林水産業における収穫物の運搬、災害時における物資輸送のほか、将来的には観光地域へのアクセスなど、新たな移動手段として革新的なサービスの創出と様々な地域課題の解決につながるよう、積極的に取組を進めていきたいと考えてございます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。残された時間が5分となりました。

私、最後の項目はぜひ知事に質問したいので、2番、3番、地域医療のあり方についてと厚生労働省による公立・公的病院の再編統合の検討の公表については割愛させていただきます。次回にさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ5番目、最後でございます。

SDGsへの取組について、全国知事会の地方創生対策本部長として御就任いただきましたことを心からお慶び申し上げますし、御活躍を祈念するものですが、あわせて、三重県知事という立場でございますので、三重県における誰一人取り残さない持続可能な地域の未来の実現についてを質問させていただきたい。

かなり普及はしてきたと思います。しかし、8割の中小企業経営者がまだSDGsの意味を知らないという調査結果もあるんですね。優先的に取り組む分野として、地域、少子・高齢化、環境、人権と銘打つ金融機関もございます、融資を優先するとかという意味ですが。

課題意識、問題意識は個人にも広がりつつあるんですが、私は先進国共通のテーマが少子・高齢化だと思っています、グローバル的には、先進国の中で。今回もそれで取り上げさせていただきました。

果たして持続可能なのか、ここが一番のテーマだと私は思っています。世界中が日本の取組の成否を注視していることだと思っています。

そして、SDGsをどのように県民に発信し、県下で取り組む自治体や企業、教育機関などをどのようにサポートするのか。また、グローバル人材育成では、地球市民だと認識することから始まると私は思っています。

SDGsに関連していると知っているだけで若者の意識が変わるんだと思うんです。格好いい、SDGsという合い言葉が出るような形でやればいいと思うんですが、知事の御所見を賜りたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 全国知事会の地方創生対策本部長としての意気込みとSDGsについて述べます。



意気込みはちょっと箇条書き的に申し上げますが、第2期の地方創生が始まりますので身の引き締まる思いということと、それから、いたずらに都市部と地方部が対立するんじゃないくて、地方部も都市部も輝ける、そういう地方創生にするために、今までは、本部は委員長とかプロジェクトリーダーしか入っていなかったんですが、全知事に入ってもらおうように今働きかけをしています。

それから、国土強靱化との連携をしっかりとやろうということと、第2期の期間は、東京オリンピック・パラリンピック、東日本大震災から10年、過疎法の期限、そういうのが来ますから、そういう視点を入れてしっかりとやっていくということです。

地方創生は人口減少の量的議論が第1期は多かったと思います。移住とかですね、人の動き、人の量の話が多かったと思うんですが、むしろこれからは地球温暖化対策の適応じゃないんですけど、質の議論が大事やと思います。生きづらさを感じる人たちがその地方で明るく話して生きていけるにはどうしたらいいのか、先ほど来、議員がおっしゃっていただいた結婚とか子育てとかを希望を持ってやっていけるような地域になるかどうか。だから、量と質という質のところにもこだわる地方創生をやりたいと思います。

そういう観点からも重要なのがSDGsです。SDGsというこのアルファベット4文字から入ろうとすると、すごい大変なんですけど、SDGsの17番目のゴールは何て書いてあるかということ、パートナーシップの活性化って書いてあるんです。

これは、じゃ、例えば防災のときにボランティアで行って、パートナーシップを活性化しよう、あるいは、きほく燈籠祭が1回、大変衰退していったけど、みんなでパートナーシップを活性化して地域を盛り上げていこう、これもSDGsなんですよ。そういうことを皆さんに御理解いただけるために、SDGsの4文字の入り口ばかりで議論するんじゃないくて、だからこそ個別計画の中に、第三次行動計画（仮称）の中に、施策や事業の中に溶け込ませていって、これがSDGsだと理解してもらえるように、特に若者な

どに体感してもらえらるような、そんなSDG sの取組をしっかりとやっていき  
たいと思います。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番(東 豊) ありがとうございます。ぜひ期待を申し上げますので、  
頑張ってください。企業とか個人へも支援して、お願いしたいと思いま  
す。

残り1分半ぐらいだと思うんですが、今ワールドカップが盛んで、視聴率  
も高い。この間の最後のときには視聴率が53.7%もあった、そんなにわかラ  
グビーファンです、私も、学生時代、応援しに行ったことがあります、そん  
なようなことなんです、ラグビーの言葉でこういう言葉がありますね。ワ  
ン・フォー・オール、オール・フォー・ワン、これ、直訳すると、一人は全  
ての人のために、みんなが一人のために。

実は、ラグビー用語では、オール・フォー・ワンのワンは、一人じゃなく  
て一つのもの、ターゲット、つまりそれは勝利なんです、勝利を得るため  
にみんなでやろう、これがラグビーのチームです。

サインゲームですので、みんながサインをして、そのとおりでければ絶対  
トライはとれるんですけども、実は、それには二つの要因があつてとれな  
い。

一つは相手のディフェンスが強過ぎる。一つは自分たちがミスする。ミス  
したときに、あいつがミスしたって言わない。周りの人が何で俺たちがフォ  
ローできなかったのかということらしいです。

そんな精神をぜひ県政、あるいは組織の中で発揮していただきたいと発言  
申し上げ、御清聴いただきましてありがとうございます。失礼します。

(拍手)

○副議長(北川裕之) 51番 西場信行議員。

[51番 西場信行議員登壇・拍手]

○51番(西場信行) 三重県知事、鈴木英敬さん、こんにちは。そして、北川  
副議長、こんにちは。

今日は2人の県民代表を前に、私、西場は自民党会派を代表して質問をさせてもらう。大変ありがたい、光栄なことであります。

県民代表2人と、こういうことなんです、ちょっと違和感がありますね。どうして県民代表が2人なのか。これは、皆さん御存じのように二代表制と、こういうようなことでありまして、そうなっておるわけでありすけれども、私の思いとしては、県民代表は本来的に県議会議長だと、こういうふうに私は思っております。

振り返って、二代表制と言われるようになったのは、知事は県民から直接選ばれる、この間の選挙では61万票という大変な大きな支持を得られました。おめでとうございます。そういうところで県民代表。

議長は、今日は北川副議長がお座りでございますが、県民が選んだ議員がみんなの総意を持って選んだ県民代表、こういうことでありますが、時期からいえば戦後です。三重県が始まったのは明治9年だと、伊勢志摩サミットのときに知事が、三重県政始まって140年と言われましたから、あれから3年たちましたから143年ですか。始まったころは、ずっと国が選んだ知事が地方へ来られた、いわゆる官選知事でありました。そして戦後になって、地方自治が変わって、そして公選知事が誕生された。

公選知事になって鈴木知事は6代目、青木理知事、田中知事、田川亮三知事、北川知事、野呂知事、そして鈴木英敬知事と、こういう流れがあります。二代表制というのが始まり、今に至っておるわけでありすけれども、2人が県民代表という中で、位置関係はどうかと、こういうことを常に思うんですが、どうも近年は議会より知事側に逆転されておるような気がしてならないのでありまして、それは特に鈴木知事になってからその感が強い。

これは、やっぱり私は知事の政治姿勢というのが県民にかなり浸透して受け入れられておるのかなと思いますが、特に知事の発する言葉の中で現場主義という言葉がありますけれども、現場主義というのはかなり県民の中に浸透してきておるのかなと思えます。

今回、各会派から出た代表質問の中で、県民参加型予算というものもありま

したけれども、これなどもまさに県民目線で県政を、そして県の予算をつくらうという思いがああいう形になる、東京都が先行しておるらしいということも今日聞かせてもらいましたが、出てきたのかなと思いますし、今日も豚コレラのお話がありましたけれども、豚コレラで国も右往左往しておる、各県とも隣接県も含めてどう対応したらいいかというときに、養豚協会などの声を重視して、生産農家側に立って、全国でも先駆けて飼養豚への接種というものを打ち出してもらったというあたりの方向というのは、非常によかったと思いますし、もう一つ、うれしかった種子条例、これも大変よかったです。農業団体、県内を回って農家の声を聞いてこれを決断したと、こういうことで、これも県民目線でやった県政であります。

一言、議会としての立場を言えば、この問題は、法改正が決定した2年ほど前から議会はしっかり議論してきた。委員会でもやった。そういう経緯がどう中に酌まれてきたのかというところが、説明が全然なかった。県民目線、県民対応というのはもちろんいいのでありますけれども、議会に対してという部分が少しわかりづらい県政の流れになってきておると、こういうことを少し話として加えておきたいと思いますが、そういう中で今県民を重視した県の流れというのがあります。

これをよしとして、これからの地方自治のために議会としてもしっかりそれを見守ると、こういうような立場もわからないわけではありませんけれども、議会の立場として見守るだけでいいのかと、それを後押しするだけでいいのかというところは、議会人として今後しっかり考えていかねばならない。

我々自身も選ばれて、こうやって議会代表、そして、二代表制、対等と言われる議会をこのように構成させてもらっている以上、少なくとも知事と競争するわけではありませんけれども、お互いに県民代表としてのしっかりとした対応をやっていかねばならん、そんな中で、今後、今日は副議長、檀上におみえでございますが、これからの議会のあり方というものをぜひ正副議長で頑張ってください、我々も協力してしっかりやらないと、今の県政の流れの中で、議会がこれからどうあるのかというようなことが大事

な場面になってきたと、そんなことを思いながら今日は質問させてもらいたいと思います。

そして質問ですが、今日は自民党の代表ということで、個人の質問ではありませんが、今日のタイトルは全くいつもの、何やかわらんやないかと、こういうようなことをございますが、いや、実はそうなんです。

そうなんです、一応、会派代表ですから、会派総会で皆さんどうしましょうかと、じゃ、その項目は西場議員に一任すると、こういうことをございました。それで今回このようにやっておりますので、ありがたく代表質問をさせていただきます。

1番、大杉谷地域振興対策であります。

国土総合開発法に基づきまして、宮川ダム及び水力発電所の建設を進めた宮川総合開発事業というものがあります。初代青木知事です、公選の青木知事の決断であります、その目的は、電源開発によって県産業の振興、そして発電、治水、かんがい用水、そして観光振興という多目的の事業であります。

発電、治水、かんがいについては、三重県や流域に多くの恩恵をもたらしましたが、観光については十分な結果が出ておるとは言いがたく、地域の過疎化が現在も進んでおります。ここで改めて観光の取組を目指していきたいと考え、質問させていただきます。

大杉谷峡谷にかかわる最近の動きといたしましては、災害復旧による大杉谷登山道の再開があります。それから登山客が増加しております。ユネスコエコパークに登録されました。そういう流れの中で、JR三瀬谷駅の中にマリオットという外資系のホテル建設計画が進んでおります。そして、大杉谷峡谷ヘビジターセンターを設置するかという課題を、今現在取り組んでいただいております。このような新しい状況も出てきております。

また、もう一つ御紹介すれば、昨年インターハイがございました。高校総体は三重県を中心に開催されましたが、開会式に今の今上天皇であられます当時の皇太子殿下が御出席にられました。そして御言葉を述べられました。

御言葉の中で、開催県三重県について、鈴鹿山脈や大杉谷、清流宮川など美しい自然に恵まれ、豊かな歴史や伝統、文化を育んできた三重県と、このように申されました。私は、大杉谷と清流宮川の御言葉に感激して、今もそのうれしさが続いております。どうかこのことを契機にして、大杉谷峡谷と清流宮川が注目されて、観光地になっていくことを強く希望いたしております。

知事は、今年の知事選のころに発表された政策集がございます。政策集の記述の中に書かれておりますが、水力発電事業に御協力をいただいた大台町や地元の皆さんと連携をして、環境保全や観光振興など地域貢献の取組を引き続き進めていきます。こういう一文があります。ありがたく思うと同時に、積極的な施策展開をお願い申し上げたいと思います。

そこで、本日は鈴木知事に最近の情勢を踏まえて、改めて大杉谷観光に取り組んでいただく御決意をお伺いいたしたいと思います。

またあわせて、特にお願いしたい2点につきましてもお伺いをいたします。

一つ目は、伊勢志摩サミット効果による観光客の増加や、押し寄せるインバウンドの波の中で現在進められております、伊勢志摩国立公園や熊野古道の取組とともに、吉野熊野国立公園、そして大杉谷峡谷への観光戦略を打ち出していただき、見直しが進められております三重県観光振興基本計画の中に盛り込んでいただきたいと、このことをお願いをしながらお伺いをいたしたいと思います。

二つ目は、近畿自動車道紀勢線の紀伊長島インターから大杉谷地域への交通アクセス整備として、国道422号の大台町と紀北町の境であります池坂峠、野又峠付近の交通不能区間の解消整備であります。

この道路区間は、伊賀市阿保から紀伊長島の国道42号までの延長が三重県南北縦貫道路と呼ばれ、伊賀市、津市、松阪市、紀北町、大台町の5市町が期成同盟会を結成して、道路整備に約半世紀、取り組んでおる課題の一つであります。

また、もう一つは、宮川ダム建設時に、三重県当局と旧大杉谷村水没住民

との間で、生活環境や地域振興のため施設整備等について約束された大杉谷水没地域特別対策要綱の中に、この道路事業が当時の路線名、長島大杉線として記載されております。その後60年以上たっても、今なお未解決の残事業であります。

このことは重く厳しい問題ではありますが、本日は昔の約束だから早く実行せよという立場で訴えるのではなくて、未来志向で観光三重づくりのために提案して、お願いをしていきたいと思っております。

国道422号の野又峠付近の通行不能区間が整備されれば、高速道路の紀伊長島インターチェンジから大杉地区まで約30分で直結されることとなります。熊野古道と熊野灘を楽しむ紀州路の黒潮観光と、大杉谷峡谷の山岳観光が連結された新しい画期的な観光ルートが開発されまして、今後の地方創生、そして南部地域活性化、山村地域振興につながると確信をいたしております。この国道422号交通不能区間の改良整備を要望し、お伺いをいたしたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 大杉谷峡谷の自然を生かした観光取組について、1点目のところで、私のほうから答弁をさせていただきます。

大杉谷をはじめとする大台町は、大台ヶ原・大峰山・大杉谷ユネスコエコパークとして登録されており、生態系の保存と持続可能な利活用の調和に向けた地域づくりが期待されています。

そのため、県では、三重まるごと自然体験や登山道整備等を進め、それらを生かした情報発信や観光誘客の取組を、大台町、DMO等と連携して取り組んでいるところであります。

現在、策定中の新たな観光振興基本計画（中間案）においては、観光が令和という新たな時代に合った持続可能な経済、社会、環境に貢献していくことが今まで以上に求められており、観光産業を持続的に成長させるためには、自然や文化、人々の生活と調和した体験メニューの創出、観光地の魅力づくりや誘客の推進、また、就労の場の確保も含めた観光産業の魅力向上等、

様々な観点が必要であると考えています。そのような認識のもと、計画では、三重が世界に誇る一流の観光資源を磨き上げ、オンリーワンの観光の魅力づくりを進めることとしています。

今後引き続き、国立公園、世界遺産とともに、ユネスコエコパークとしての役割をしっかりと認識し、今、議員から御指摘ありました、三重県観光振興基本計画にしっかりと明記した上で、大台町、DMO等と連携しながら、豊かな生態系や生物多様性を守りつつ、文化的、経済的、社会的に持続可能な発展を目指した観光振興にオール三重で取り組んでまいります。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 私のほうからは、国道422号の自動車交通不能区間の今後の進め方についてお答えを申し上げます。

国道422号の自動車交通不能区間の整備についてでございますが、現在、整備を進めております大台ヶ原線等の領内一久豆間の整備終了後に、事業の実現に向けて努力していきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○**雇用経済部観光局長（河口瑞子）** 私からは、大杉谷峡谷の自然を生かした観光振興に、具体的にどう取り組んでいくのかお答えさせていただきます。

知事が申し上げましたとおり、日本3大峡谷の一つに数えられる大杉谷の自然はユネスコエコパークに登録され、三重が世界に誇る一流の観光資源であると考えています。

今年度、県では、伊勢志摩から熊野のエリアの魅力が三重への旅につながるよう、世界の美しい風景や文化、暮らしを、旅を通じて紹介するトラベルカルチャー誌「TRANSIT」と連携し、情報発信に取り組んだところで

す。「TRANSIT」では、大杉峡谷から大台ヶ原への1泊2日のトレッキングを通じ、熊野の深い森に包み込まれる紀伊山地に日本一の清流を擁する大杉谷、雨の恵みで生まれた豊かな森のすばらしさ、そして神宮とのかかわ



りを紹介いただいています。

さらに、この記事をもとめた小冊子を、首都圏のアウトドア用品専門店ザ・ノースフェイスで配布いただいたほか、今月24日から27日まで大阪で開催される旅行博、ツーリズムEXPOジャパン2019で配布し、引き続き情報発信に取り組んでいきます。

また、今年度、宿泊するからこそ体験でき、ほかでは味わえない経験を提供できるよう、「体験×宿泊＝三重を推進する事業」に県内2カ所で行っているところです。

その一つとして、大台町で、観光地域づくり法人DMO、Verde大台ツーリズムが日本一の清流と言われる宮川の水をキーワードに、SUPや登山、食文化体験など、地域の特性を生かしたコンテンツの造成を進めており、そのコンテンツを生かし、宿泊の促進につなげていきたいと考えています。

今後も、知事が先ほどお答えさせていただきましましたとおり、現在策定を進めています新たな三重県観光振興基本計画のもと、国立公園、世界遺産、ユネスコエコパークなど、本県の魅力を生かした情報発信、観光誘客に地域と一体となって取り組むことで、観光振興を進めてまいります。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 御答弁ありがとうございました。

今、知事のほうから基本計画に盛り込むと、こういう御答弁をいただき、そう聞こえたんですが、ちょっと想定していなかったのが本当に確認したんですが、想定していないことはないんですが、期待しておったんですが、そのようにずばり回答していただいて本当にありがとうございます。

たくさんの観光資源のある重要なところでございます。ぜひ今後見直しを十分やっていただいて、よろしく願いいたします。

県土整備部長のほうからは、十分なお答えじゃなかったんですが、それはそれとして、今後ともよろしく御努力をいただきたいと思います。もう一つ、道路の課題を再質問としてさせてもらいたいと思いますので、ちょっと時間が心配になってきましたが、よろしく願いいたします。

大杉谷、もう一つ、道路の課題がございます。それは林道野又越線の工事促進であります。

野又越線は、紀伊長島町、宮川村、当時のです、両町村が県に強く要望して事業採択され、平成3年度より着工されて今日に至っております。でありますので、工事着工から今年で28年目となります。林業関係者はもちろん、両町の地域住民にとって悲願ともいうべき広域基幹林道であります。

知事、28年前でございますので、知事は44歳と聞いておりますので16歳の高校生のときであります。そのときに我々は一生懸命に県や国に陳情して、この林道をスタートしていただきました。というようなことで、残りの延長はあとわずかと聞いておりますので、多くの困難があるかと思いますが、森林、林業の大きな産地であります紀北町、そして大台町の森林振興のために野又林道の早期開設を待望しております。あわせて、林道野又越線の現状と今後の取組についてもお伺いをいたします。

**○農林水産部長（前田茂樹）** 林道野又越線につきましては、紀北町、大台町の基幹的な林道として森林整備を促進し、林産物を搬出するための重要な道路施設であるということ、また、両町を連絡します生活道路ということで、地域振興を図ることを目的として平成3年度に着工し、工事を進めておるところでございます。

令和元年度末時点の見込みで、全長15.6キロメートルのうち開設済み延長が13.7キロメートルということで、約88%の進捗状況となっております。残延長は、橋梁4橋及びトンネル1カ所を含め約1.9キロメートルということでございます。

これらの橋梁やトンネルを含む残工事には、約25億円の事業費が必要となりますことから、国や県の予算確保に努めますとともに、県全体の林道計画との調整も図りながらコスト縮減にも取り組み、限られた財源を効果的に活用しながら、令和14年度の完成を目指して事業の進捗を図ってまいります。

以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

〇51番（西場信行） 御答弁をいただきました。

令和14年度というのは相当長い月日がかかるわけですが、予算、財源の問題があらうかなと思います。

そこで、これを進めていく上で一つ提案といいますか、申し上げれば、先ほど来お話があります防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、この中で今、3年後の継続、あるいは知事からはその強化、こういうものを進めると、こういう御決意もいただきました。全く賛成であります。

今後、継続という中で、これからも三重県に対するいろいろ対応があるとすれば、このような野又林道に適用ができるかどうか、採択基準とかそういう制度について、国に対していろいろお願いもしていただかねばならんかなと思います。防災面でいえば、現在の主幹道路の災害時の代替道路というような意味合いも持っております。

そういう中での取組をよろしく願いたいし、そして、かつてありまして現在はございませんが、ふるさと林道という事業がございました。こういうものの改めての復活みたいなものも国のほうへ要望していただければいいかなと思ひ、要望をさせてもらってこの項を終わりたいと思ひます。

続きまして、宮川の流量回復でございます。平成25年から27年に、企業庁の水力発電事業が民間譲渡され4年目となっております。今年でRDF焼却・発電事業も終了することとなり、昭和31年の宮川ダムの完成の後、三重県電気局として発足した公営の電気事業が、これで全て終わりになることを感慨深く思ひます。

この約60年間において、三重県政発展の中心柱として水力発電事業が果たしてきた役割は大きく、この事業にかかわられた全ての皆さんに対して、私からも改めて感謝を申し上げたいと思ひます。

そこで宮川流域課題であります。譲渡後において流量回復問題は重要な県政課題であります。宮川ダムに貯留した水量のほとんどを流域変更して、熊野灘に放流する発電方式は画期的でありまして、民間発電会社ではなく、

県の公営企業体であったからこそでき得た事業であったと聞いております。

しかし、流域変更に端を発した宮川河川環境問題の解決は、県政の大きな責任であります。譲渡時に河川の流量回復容量1000万トンを経営者に設置していただきましたが、具体的な取組は進んでいない現状であります。

宮川流域ルネッサンス事業における宮川流域ルネッサンス委員会が水部会で検討された流量回復目標、それは宮川ダム直下毎秒2トン、粟生頭首工直下毎秒5トンが設定されております。なお、当面の目標としてそれぞれ0.5トン、3トンとなっております。

しかしながら、目標達成への道りは遠く険しいと伺っております。この問題の解決のために渡邊副知事をキャップとする宮川流域振興調整会議を設置して検討していると聞いておりますが、具体的成果が一向に見えてこない状況です。

今後のさらなる流量回復に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

〔渡邊信一郎副知事登壇〕

○副知事（渡邊信一郎） 宮川流域の流量回復についてお答えいたします。

宮川の流量回復につきましては、平成13年3月に開催されました宮川流域ルネッサンス委員会におきまして、当面の流量回復の目標を、宮川ダム直下毎秒0.5トン、粟生頭首工直下毎秒3トンとすることが確認をされ、平成20年10月には、三重県議会に設置されました宮川プロジェクト会議から、当面の回復目標を水力発電事業の民間譲渡に際しての条件とすること、との提言を受けました。

このことを受けまして、平成26年6月に宮川用土地改良区、中部電力株式会社、三重県の三者が、粟生頭首工直下の流量が3トンを下回る場合には、宮川ダムから1000万トンを上限に流量回復放流を実施することの確認書を締結しまして、平成26年度以降、宮川ダムからの流量回復放流の取組を進めております。

これまでの流量回復の放流の取組は、平成26年度には66.4万トン、平成28

年度には93.3万トンの放流を実施しております。

今年度につきましては、定期的に降雨があったことや、渇水時には宮川ダムから農業用水のためのかんがい放流が行われたこともあり、流量回復は実施しておらず、この6年間の放流実績は合計2回となっております。

今後、粟生頭首工直下において、毎秒3トンの流量を安定的に確保するためには、様々な渇水パターンを踏まえた上で運用を確立する必要があることから、さらに実績を重ねていき、宮川流域振興調整会議でしっかりと検証して、当面の目標達成に向けて改善をしていきます。

一方で、さらなる流量回復の取組につきましては、関係者の理解と協力が必要となってくることから、まずは宮川ダムに容量を確保しております利水関係者の意向を確認したいと考えております。

なお、関係者の意向確認につきましては、宮川流域振興調整会議の座長であります私が先頭に立って、今年度しっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[51番 西場信行議員登壇]

**〇51番（西場信行）** 宮川流域振興調整会議の座長であられる渡邊副知事から、御回答、説明をいただきました。

この調整会議において、具体的に関係機関と協議を進めていくという、踏み込んだ姿勢を示していただいたことをうれしく思いますし、多くの課題が山積しておるかと思いますが、長年にわたって横たわっております流域の大きな問題について、ぜひとも関係者と協議をして、解決を進めていただきませうようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、史跡齋宮跡の保存と活用に入ります。

まず、文化財保護法の改正でございます。

このたび、国において文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法と呼ばれるそうではありますが、今後そういう呼び方をするかわかりませんが、の改正が行われ、平成31年4月1日に施行されたと聞いて

ております。

この二つの法律は、本日の質問の標題であります史跡齋宮跡の保存と活用にも大きく関係する法律であることから、改正が及ぼす影響について関心を強くしております。

そこで、法改正を受けて、県教育委員会として今後の文化行政をどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

**○教育長（廣田恵子）** 文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて、どのように県教育委員会として文化行政に取り組んでいくのかという御質問でございます。

平成31年4月に施行された文化財保護法の改正によって、文化財の保存と活用に関し、都道府県は総合的な施策の大綱、文化財保存活用大綱を策定でき、市町村は大綱を勘案した総合的な計画、文化財保存活用地域計画を策定できることとなりました。

県の大綱とともに、市町の計画が作成されることにより、当該市町における文化財の保存活用方針が明らかにされるとともに、国の登録文化財とすべき物件を提案できたり、修理等に必要な現状変更の許可を市町が行えるといった効果も見込まれます。

このような文化財保護法の改正を受けて、県教育委員会では、文化財保護審議会に部会を設けて大綱の策定に着手しており、今後、文化財の保存、活用に関する基本的な方針のほか、課題となっている防災及び災害発生時の対応等について検討を進め、令和2年度上半期に策定をしたいと考えております。

また、市町の計画を作成することは、改正文化財保護法の趣旨である、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むために重要なことであると考えております。

このため、県教育委員会では法改正の趣旨や効果を説明したり、作成に向けた会議に参加をして、文化財の保存、活用のための措置に関する専門的な

助言を行い、より多くの市町が計画を策定するように取り組んでまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてですが、この法改正により、これまでは教育委員会の所管とされていた地方公共団体における文化財保護の事務が、条例を定めることによって地方公共団体の長も担当できるようになったところです。

本県では、生涯学習も含めた総合的な文化政策を推進するために、五つの生涯学習施設が知事部局との共管となっております。

その中で文化財保護を推進する施設である斎宮歴史博物館等も管理運営と事業を事務委任しております。例えば、史跡の発掘調査や史跡整備に当たっては、発掘調査の指示や現状変更の許可等の権限を持つ教育委員会と、現場で文化財の発掘調査や史跡整備を行う環境生活部が密接に連携しながら実施してきたところです。

また、環境生活部が所管することで、文化政策の一つとして早期から文化財を活用する視点が重視され、さいくう平安の杜の整備や、発掘調査と調査地の常時公開等、まちづくりや観光行政と一体となった取組が進んでいるところです。

今後、県教育委員会としましては、このような共管の効果が発揮されるよう、連携、協力していくとともに、文化財の保存、活用にとって重要な市町の文化財保存活用地域計画の策定を支援することによって、文化財を活用したまちづくりに努めてまいります。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 教育長から御説明をいただきました。

非常に重要な、いろいろな内容を含んだ法改正かなと思っております。

また、十分行われてはおりませんけれども、文化財の保存と活用というのが法改正によってどのように変わってくるのか、バランスの変化みたいなものが起こってくる可能性があるわけでございますし、法改正の流れからいえば、保存優先から活用重視のほうに流れがきておるように思います。

東京オリンピック・パラリンピックなどの対策も視野に入れて、国のほう

でこのような文化財を地域振興、あるいは観光振興に活用していくという、  
こういう思いがこもった法改正であるというような話も聞かせてもらいます。

それだけに、県はもちろんでありますけれども、市町においても、先ほど  
申されました県の新しい大綱づくり、市町の地域計画づくり、こういうもの  
が今後どういうふうに進んでいくのかということ、文化財という枠を超えて、  
地域のこれからの問題にもかかわってくることでありますので、しっかり  
その対応に関心を持ってやらせてもらいたいと思います。

もう一つの組織の問題もあります。あわせて、文化行政を教育委員会から  
知事部局、市長部局のほうに移していくという流れが、これでもう法律の縛  
りがなくなったということで、大変大きな変化だと思います。

県においては、全国に先駆けて、早くから文化行政組織を変えてきました。  
変えてきましたけれども、文化財保護法というものがあっただけに、なかな  
か大きな変化には至らなかつたけれども、それはそれで、今教育長が言われ  
るように、教育委員会、それから環境生活部の連携によって、よりよい相乗  
効果が出ておるという面も私も理解はいたしております。

ただ、法改正ができて、全国都道府県のみならず、市町村のほうにもこう  
いった法改正に伴う変化が起こってこようと思っておりますので、三重県の  
文化行政にかかわる組織も、相当これからまた真剣な議論が始まるかなと思  
います。かつて教育委員会だけであったのを、兵庫県あたりが生活文化部と  
いうのをつくったのが全国でも先行しておったかなという記憶ですが、三重  
県でも、どうするということなときにまず教育委員会内に文化部をつくって、  
それを事務委任しながら、少しずつ少しずつ知事部局へ移ってきて今日があ  
ります。

そこで、このことを契機にして、県として検討していく思いについて、教  
育長の所見を伺っておきたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 先ほどの答弁で申し上げましたが、議員からも紹介  
いただきましたように、割と早い時期から知事部局へということをやってお  
りまして、非常にうまく連携ができていると本県の場合は考えております。



ただ、こういった二つの法律が同時にできたということで、再度、法改正の趣旨を踏まえて、効果や課題については再度整理する必要があるときが来たかなと考えております。

[51番 西場信行議員登壇]

○51番（西場信行） 御答弁ありがとうございました。

今日のところは、この項目はこの程度にさせていただきます。

続きまして、発掘調査の促進と施設の整備、活用に入ります。

齋宮跡の発掘調査は昭和45年から始まりました。不動産会社による大型宅地造成事業に、試掘をやったところ、奈良時代のすずり、土馬が発見されて、幻の宮と言われた齋宮の実在が明らかになってきました。

その発掘から来年は50年という節目です。昭和54年に史跡指定を受けて、近鉄線路、県道、住宅街を含む東西約2キロメートル、南北約700メートルの面積約137ヘクタールという史跡面積は、全国で最も広大な国史跡です。

指定当時に合意した覚書にて、県と町の役割分担は、県は計画的発掘調査と施設の整備を行う、町は史跡の公有化と管理を行うとなっております。

昭和55年に文化庁と三重県の支援のもとに、明和町でつくった史跡齋宮跡保存管理計画書の基本的考え方の第一は、史跡の発掘調査を促進し、その全容を早急に明らかにすると掲げておりまして、これはまさに県の役割と責任であります。

そのための発掘調査ですが、現在、全体の16%の段階であります。まだ100ヘクタール以上の面積が残っております。年ごとに変動はありますが、以前は年間3000平方メートルほどの発掘がありました。近年は激減しまして、平成29年に270平方メートル、そのときはこの議会にて改めて拡大を要望しました。その翌年に530平方メートルに増加したものの、少なさには変わりがございません。仮に年間500平方メートルの発掘面積だとしますと、このペースでいけば、前にもその話をして皆さん方から失笑を買いましたけれども、年間500平方メートルでは100年かかっても5ヘクタールでありまして、そうなりますと、100ヘクタールの面積を発掘するには、1000年どころ

か2000年かかると、こういうことでございまして、お話にならない今の状況でございます。

そこで、このたび文化財保護法改正にもあるように、地域における文化財の保全活用が地方自治体の重要な課題となってきており、早急な抜本的対応と改善が必要と思われまます。

発掘調査は、埋蔵文化財の保存、活用を進めるための基本でございまして、我が国を代表する国史跡齋宮跡において、全国にその範を示してやっていただきたいと思ひます。

今後の発掘調査の促進についてどう取り組んでいかれるのか、その覚悟もあわせてお聞きいたしたいと思ひます。

あわせて、整備、活用でございまして。

このたびの法改正で、県においては文化財保存活用大綱を、市町村では文化財保存活用地域計画をつくとされました。齋宮跡においても、法改正の趣旨を踏まえて整備、活用を進めていかねばなりません。

県では、これまで齋宮歴史博物館、齋宮歴史体験館、さいくう平安の杜などの整備を進めてきていただきました。改めて御礼申し上げます。しかし、広大な齋宮跡において、いまだ未調査と未整備のゾーンが残っておりまして、調査、整備、活用が待たれます。

平成29年に、史跡齋宮跡発掘調査基本方針を策定していただきました。3カ所の重点調査対象地域を設定していただきました。初期齋宮の史跡の西部、平安時代の史跡の東部、さらに東側、そして、平安後期からの齋王制度の衰退期であります史跡中央部であります。今後、この三つの重点地区の取組をお願いいたします。

平成8年に史跡齋宮跡整備基本構想を県が策定していただきました。その整備基本構想に沿って、史跡整備が現在進められております。しかし、平成8年と現在とでは23年の月日がたつて、取り巻く環境が大きく変化してきており、初期齋宮の取組や文化財観光振興などの新しい状況とともに、県の大綱策定、明和町の地域計画づくりが始まれば、その動きにもあわせて、新し

く整備構想の策定をやっていただきたい、あるいは大幅見直しを進めていただきたい。このことにつきましてお伺いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 史跡齋宮跡の、まず全容解明のための発掘調査の促進と、それから、整備基本構想の見直し等々につきまして質問をいただきました。

県では、平成28年度に、先ほどお話を伺いましたけれども、史跡齋宮跡発掘調査基本方針を策定し、重点的調査対象地域を定め、これに基づき発掘調査を進めているところでございます。

発掘調査は、史跡を可能な限り将来に残して保存するという基本原則のもと、史跡を解明するために必要最小限の範囲によって行うものと考えております。

また、飛鳥、奈良時代の中枢部の実態に迫るなどの成果が出ている中で、掘削作業に加えまして、遺構のデータや出土品の整理、調査、分析も含め、包括的な全容解明を計画的に進めてまいりたいと考えております。

町と県で平成7年度に策定いたしました、史跡齋宮跡整備基本構想につきましては、さいくう平安の杜をはじめ、発掘の成果を生かした様々な施設の整備も進み、まちづくりや観光資源として地域の活性化に寄与するなど、一定の成果があったものと認識しております。

まずは、これまで整備した施設の一層の効果的な活用をはじめとする成果の検証を行いつつ、今後の史跡の活用のあり方につきましては、史跡齋宮跡の持つ歴史的価値や魅力をどう伝え、明和町のまちづくりや地域の活性化にどのようにつなげていくのかといったようなことを、史跡齋宮跡のあり方全体を見据えた上で検討を進めていくことが重要であると考えております。

史跡全体にわたる活用につきましては、これまでも明和町と協議を行ってまいりましたが、今後は定期的な協議の場というものを設けまして、史跡齋宮跡の中長期的な保存、管理や、活用のための具体的な取組をどのように進めていくのか、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

**〇51番（西場信行）** ありがとうございます。

ほかにもお聞きしたい点があるんですが、ちょっと時間の関係で先に進ませていただきたいと思います。

次に、齋宮の魅力発信でございますが、史跡西部において飛鳥時代の中心となる施設があったと想定される区画の発掘調査が行われました。その結果、方形区画と大型建物跡、倉庫群の跡が見つかりました。壬申の乱で勝利した天武天皇に、伊勢神宮に遣わされた初代齋王の大来皇女にかかわる区画と考えられ、齋王の宮殿跡の可能性もあると言われております。

このことから、今齋宮では、飛鳥時代のいわゆる初期齋宮の中核部の本物の遺構が1300年ぶりに姿をあらわしたということで、県内はもちろん、全国から大きな注目が集まっております。

そこで、国史跡指定から40年、そして、齋宮歴史博物館が開館して30年の大きな節目ということもありまして、今、齋宮歴史博物館では大来皇女と壬申の乱をテーマにした特別展が開催されております。

なぜ、齋宮がこの地に立地したのか、このテーマは齋宮の歴史に思いを寄せる人々にとって特に関心の高い古代の謎であり、ミステリーであり、そして歴史ロマンであります。今後の発掘調査の進展をみんなが待っております。

そこで現在、初期齋宮の調査がどこまで進んでいるのかとともに、この文化財を観光や地域振興に活用していく今回の国の動向と、初期齋宮に注目が集まる状況をチャンスと捉えて、齋宮跡の情報発信、齋宮の魅力発信を進めていくべきと考えますがいかがですか、お伺いをいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

**〇環境生活部長（井戸畑真之）** 初期齋宮に係る解明の状況と、それから、こういったものを活用しての齋宮の魅力発信につきまして答弁を申し上げます。

初期齋宮につきましては、先ほど申し上げました、史跡齋宮跡発掘調査基本方針の重点地区の一つとして設定しておりまして、昨年度は、先ほども少

しお話がございましたが、飛鳥時代とみられる斎宮中枢の区画を構成する掘立柱塀や、大型掘立柱建物1棟、そして、総柱建物による倉庫群が発見され、3月には県民の皆さんにその成果を報告したところでございます。非常に重要な発見があったということで、今後さらに調査は続けてまいります。

また、調査を継続する中で、初期斎宮の実態解明につながる新しい発見があった場合には、調査の節目に公表していくこととしております。

また、これにつきましても議員から御案内がございましたけれども、現在、斎宮歴史博物館では「東雲の斎王 大来皇女と壬申の乱」という、初代の斎王と言われている大来皇女をテーマとした特別展を開催しております。

あわせて、大来皇女が斎王となるきっかけとなった父天武天皇が勝利した壬申の乱について、ゆかりの地である名張市と伊賀市で関連展示「壬申の乱と万葉の時代の伊賀」を市と県で共催して開催しているところでございます。

初期斎宮の解明が進みつつある現在の斎宮は、観光資源としてのポテンシャルが非常に高まっており、今が効果的な情報発信や取組を行うチャンスであると捉えております。

文化庁では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、各地域の文化観光資源を活用し、国内外へ魅力を発信して、観光インバウンドの拡充等を図る日本博を実施しております。

今後、本県におきましても、日本博に係る国の補助事業を活用して、斎宮への誘客の取組を進めてまいりたいと考えております。

まずは、大学生等の若い世代の力を借りたSNS発信など、斎宮を知っていただくためのきっかけづくりや、斎宮の発掘状況を撮影いたしました映像の公開、あるいは展示への活用などについて検討していきたいと考えております。

明和町や一般社団法人明和観光商社等、地域の方々と連携、協力のもと、新しい取組にもチャレンジしながら、国内外から訪れる方々に斎宮の魅力を発信して、地域の活性化や観光振興につなげてまいります。

以上でございます。

[51番 西場信行議員登壇]

○51番（西場信行） 御答弁ありがとうございました。

それでは、次に、林業、木材産業の課題に入らせてもらいます。

まず一つ、新しい森林経営管理制度でございます。

手入れが行き届いていない私有林を所有者に意向調査して、市町村が集約して、管理を他の林業経営者に委託できるようにする。もしくは市町村がかかわって管理するようにする。この新しいタイプの森林管理システムを定めた森林経営管理法が4月に施行されました。

森林の所有者と経営者を仲介する市町の役割と責任は大きく、負担も少なくありません。新制度を支える財源として森林環境税を充てることも決定されてきて、既に地方自治体に森林環境譲与税が交付されておりまして、三重県全体では約4億7700万円と聞いております。そのうち県分は約9500万円です。

現在の県内市町における新制度への対応状況がどうなっているのか、今年度の約5億円の譲与税がどのように使われようとしているのか、関心を高くしながら心配しております。聞くところでは、譲与税の使途について、他市町の事例も参考にしながら鋭意検討中であり、まずは基金設置としている市町が多いと聞いております。この新制度が急速に進んできたため、対応に追われている様子がかがえます。

そこで、森林経営管理制度における市町村主体の森づくりについて、現時点で把握している課題、そして、県がどのように対応されようとしているのかお伺いをいたします。

[前田茂樹農林水産部長登壇]

○農林水産部長（前田茂樹） 森林経営管理制度を円滑に進めていくための県の取組等についてということで、お答えをさせていただきます。

制度を円滑に進めるためには、市町が重要な役割を担っていただくということになりますが、林業専任の組織、あるいは、職員を有する市町は9市町ということになっておりまして、県内の多くの市町では、業務を推進するた

めの体制が必ずしも十分であるとはいえない状況でございます。

このため、県としましては、市町の業務推進を支援するため、みえ森林経営管理支援センターを設置いたしまして、相談対応、あるいは巡回指導を行うほか、みえ森林・林業アカデミーにおけます市町職員のスキルアップ講座の開催、あるいは、森林、林業行政を支援する地域林政アドバイザーの育成と、それから、そういった林業人材の活用に向けた登録制度の創設に取り組んでおるところでございます。

また、新たな制度に基づきまして、市町による森林管理を推進していくには、林業経営体の育成、それから、市町が森林所有者の意向調査や境界明確化等を進める際に必要となる森林情報の整備など広域的な課題に対して、県が主体的に取り組む必要があると考えてございます。

このため、みえ森林・林業アカデミーにおきまして、新たな視点や多様な経営感覚を有する人材育成を進めますとともに、森林情報の適切な更新や航空レーザ測量による詳細な森林情報の把握と、そこで得られたデータの市町への提供等を進めることとしております。

さらに、こうした森林情報を効率的に活用するモデルを県のほうで構築をし、森林整備を促進する市町に普及をしてまいりたいと考えております。

今後も、引き続き新たな森林経営管理制度のもとで、市町による森林の経営管理が円滑に進みますよう、しっかりと県としてサポートしてまいります。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） ありがとうございます。

この森林管理システムは、今までかつて経験したことのない新たな森林行政でございます。皆が手探りで頑張っておりますが、ぜひとも三重県でいい形で森林整備につながりますことを願っております。

この事業が本格化いたしますと、今後、森林整備の事業量が大変増大されてくるということが予想されますが、主伐、間伐などの森林整備に携わる森林作業員などの人材不足というものが予想されます。今後、県内における林業従事者の確保、これをどのように進めていくか、県も大きな課題を背負っ

ておると思います。

県においては、みえ森林・林業アカデミーを開設していただきまして、林業人材の育成に取り組んでいただいておりますが、新規就業者、若者確保という点については、まだアカデミーの中で十分なカリキュラムがあるわけではございません。これから本格化する新しい森林管理システムの中で、林業従事者の確保をどのように進めていくかということについて、ぜひしっかりとした対応をお願い申し上げ、この項目を終わりたいと思います。

もう一つ、最後になりますが、県産材の利用促進でございます。

本県の杉、ヒノキの素材生産量は、平成30年度実績で約38万立方メートルでございます。その内訳は製材用材が約20万立方メートル、バイオマス材が約10万立方メートル、合板用材が5万立方メートル、他が木材チップ等です。この数年間でかなり増加してきました。その主な要因はバイオマス発電の稼働と大型合板工場の立地による、いわゆるC材、B材の需要が大きく伸びておるためであります。ちなみに製材用A材については、横ばいでありませぬ。

木材需要に大きな影響を与える新設住宅着工数は、全国的にはかつて約160万戸あったものが約97万戸になり、今後も減少は続くと言われておりますが、我が三重県においては約1万戸で横ばいで推移をしておると、このように聞いております。

合板材、バイオマスのB材、C材の伸びに比べて、肝心の柱材、住宅用材が伸びないため、今後三重県としてはA材の出口対策が大きな問題でございます。国において、公共建築物等木材利用促進法が施行、そして三重県では、県産材利用促進本部が設置されて、木材利用拡大に取り組まれております。

今年度創設されました森林環境譲与税を、建築物の木造化に活用することも可能と聞いております。このような情勢下において、県産材のさらなる利用促進に向けた提案をし、質問とさせていただきます。

木材をつくる林業や木材産業は、地域経済を支える重要な働きを果たしてきました。しかしながら、近年、木質にかわる様々な素材や製品が利用され



るようになり、木材需要が低下してきました。

豊かな森林は、植える、育てる、切る、使うの緑の循環サイクルで維持されています。木材需要が低下していけば、この緑の循環が断ち切れて、林業、木材産業が衰退して、地域の活力がなくなり、森林が荒れて、国土の保全機能がなくなります。

森林には木材産出のみならず、国土保全、水源涵養、景観維持、そして地球温暖化防止や生物多様性保全など多くの役割があります。木材利用促進には、森林機能を維持し、地域社会を根底から支えていく。そして、今日は多くの議員の方からもその質疑がありましたけれども、Society 5.0、SDGsにも連結していく重要な課題であります。

このような状況の中で、三重県では、戦後、植林が営々と続けられた結果、人工林が現在利用可能な十分な時期を迎えております。このふんだんな森林資源を有効に活用していくためにも、県産材の利用促進を社会全体で取り組むことが必要不可欠であり、日々の暮らしの中に木材、木質を取り戻していく、まさに今日、中森議員が訴えられ、知事もそれに応えられたウッドファースト社会の構築、これが今大きなこれからのテーマだと思えますし、さきの質問では、杉本議員が学校づくりに木材をという訴えもなされました。

こういう、ウッドファースト社会の構築を目指していく中で、県の施策を恒常的に進めていくために、県産材利用促進条例を策定して取り組むことが重要と考えますが、県のお考えをお聞きたいします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 県産材の利用を促進する条例に関しまして、お答えをさせていただきます。

県産材の利用を促進する条例につきましては、県民の日常生活や事業活動における木材利用を促進し、ウッドファースト社会の実現と、林業及び木材産業の健全な発展を目指すものとしまして、これまでに全国17県で制定をされておるところでございます。

持続可能な社会の実現に向けまして、様々な場面での木材の積極的な活用

をオール三重で進めていくためには、政策の必要性や妥当性について県民の皆さんに説明責任を果たしていく必要があるということで、その意味におきまして、県産材利用促進条例という形でお示しをしていくことは、大変意義深いものと考えてございます。

また、県では、これまでも県産材利用推進本部を核とした、県、市町の公共建築物等におけます木材利用の推進、住宅建築における県産材利用を推進するPRイベントの開催、また、木づかい宣言に基づく民間事業者の県産材利用をサポートする取組などを通じまして、木材利用の意義を普及、啓発してきましたが、条例の制定は、こうした取組の意義が社会全体により一層共有されていくために重要な役割を果たすものと考えております。

県産材利用促進条例の果たす役割は、県としましても十分認識をしているところでございまして、県民全体の総意としてウッドファースト社会を目指していけるよう、県議会の皆さんとともに条例について研究を重ねてまいりたいと考えてございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

**〇51番（西場信行）** 前田部長の御答弁で、条例化に対して大変賛同していただけの答弁をいただいて安心をいたしております。

今後、三重県のこれからの林業・木材産業振興のためだけじゃなしに、これからの新しい社会をどうつくっていくか、こういう観点に立って、ウッドファースト社会を目指しての県産材利用促進条例、これを策定していくべきだと私も強く願っております。

条例策定には県側からの提案もあり、また、議提条例というのもあります。今先行した17県の中にも、それぞれ各県の取組があるようでございます。私といたしましては、県産材利用促進条例が単なる林業分野、あるいは木材産業分野だけに限定されたものでない、社会全体に通じるものであることから、ぜひとも議会としてまとまっていたいただいて、議提条例でやっていただきたいなど、こんな思いを持っております。

この議場を通じて、皆さん方にもそのような御賛同をいただけることをお

願いし、このことを重ねて訴えを申し上げまして、私の質問を終わります。  
ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明17日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明17日は休会とすることに決定いたしました。

10月18日は定刻より、本会議を開きます。

## 散 会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時51分散会